

法科大学院点検・評価報告書

平成21年4月

愛知学院大学大学院法務研究科

目 次

序章	1
1 理念・目的ならびに教育目標	2
2 教育の内容・方法等	
(1) 教育の内容	5
(2) 教育の方法	10
3 教員組織	22
4 学生の受け入れ	25
5 学生生活への支援	32
6 施設・設備、図書館	37
7 事務組織	42
8 管理運営	45
9 点検評価等	50
10 情報公開・説明責任	53
終章	56

序 章

愛知学院大学大学院法務研究科（法科大学院）（以下本研究科という。）は、「国民の社会生活上の医師としての法曹に必要とされる専門的資質・能力の習得とかけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上をはかる」という理念のもと、2005(平成17)年4月に開設された。2009年度(平成21年度)に、本研究科が設置されてから5年を経過することになる。学校教育法第109条第3項に基づく学校教育法施行令第40条によれば、専門職大学院は5年毎に認証評価を受けなければならないこととされており、本研究科は、大学基準協会に2009(平成21)年度の法科大学院認証評価の申請を行った。

1 理念・目的ならびに教育目標

【現状の説明】

理念・目的ならびに教育目標の明確な設定（1-1）

本研究科学則第2条において、本研究科の目的を「本研究科は、法曹分野における高度で専門的な職業能力を有する人材の養成につとめることを目的とする。」と規定し、「愛知学院大学法科大学院パンフレット2009年版」に記載のように、本研究科の教育理念を、「国民の社会生活上の医師としての法曹に必要とされる専門的資質・能力の習得とかけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上をはかる」としている。そしてこれらの理念・目的に基づき、教育目標を、第一に「専門知識ならびに柔軟な法的思考力と豊かな人間性・若々しい行動力をもって、地域の発展と、そこに住む人々の人権擁護に尽力する法曹の育成」第二に「社会の多様化にともまない、法曹界に要請される、多様性を持ち、さまざまな社会的要請に応えうる人材の育成」と明確に設定している。（参考資料：本研究科学則第2条、「愛知学院大学法科大学院パンフレット2009年版」p.1）

理念・目的ならびに教育目標の法科大学院制度への適合性（1-2）

前述の本研究科学則第2条、「愛知学院大学法科大学院パンフレット2009年版」に記載のように、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という）第1条の法科大学院制度の目的である「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」との視点に照らしても、その趣旨に沿ったものである。（参考資料：本研究科学則第2条、「愛知学院大学法科大学院パンフレット2009年版」p.1）

理念・目的ならびに教育目標の学内周知（1-3）

研究科内においては、毎年入学者に対するオリエンテーションにおいて、学則や修学規程の説明を行うが、その際、本研究科の理念・目的ならびに教育目標を新入生に周知すべく、詳細な説明を行っている。

また、大学全体への周知については、本学が、8学部、大学院8研究科を擁する総合大学であり、学内においてさまざまなレベルでの学部や研究科間の連絡調整を行う会議体等があり、そこにおいて、これら本研究科の理念・目的ならびに教育目標が繰り返し報告され伝えられることによって、学内での周知が図られている。

理念・目的ならびに教育目標の社会一般への周知（1-4）

本研究科は、大学全体のホームページの一環として、研究科独自のホームページを開設し、そのトップページに直接リンクされたページに、上記理念・目的ならびに教育目標を掲げている。このページはもちろん一般に公開されたページであり、広く社会に向って開かれている。

また、毎年学生募集のために、パンフレットを作成するが、そこにおいて本研究科の理念・目的ならびに教育目標を明確に掲げて、各種説明会等において説明するなどして、本研究科に関心を持つ人々への周知をはかっている。

教育目標等の達成状況を踏まえた教育目標の検証（1－5）

FD活動や、定期試験終了後の成績判定のための本研究科委員会において、不断に検討する機会をもってきており、その結果、2008年度(平成20年度)、2009年度(平成21年度)と連続してカリキュラムの改定を行ったところである。

【点検・評価(長所と問題点)】

理念・目的ならびに教育目標の明確な設定およびその法科大学院制度への適合性(1－1、

1－2)

設置当初から明確に規定されており、司法制度改革審議会報告、「連携法」に照らして、法科大学院制度の目的に合っているものと考えている。

理念・目的ならびに教育目標の学内周知(1－3)

研究科内でのオリエンテーションにおける説明や、学内の組織を通じた周知は図られているが、学生の授業アンケートで、学生がこれを理解しているかについての設問を設けることはなされておらず、現実には学生が本研究科の理念・目的ならびに教育目標を明確に理解しているかについての検証は必ずしも十分でない。また、学内における周知についても、会議で伝達されるのは、各部局の責任者レベルにとどまっており、学内広報紙などを通じて、全学へのより直接的な周知方法を検討すべきであると考えている。

理念・目的ならびに教育目標の社会一般への周知(1－4)

パンフレットやホームページによってなされているが、ホームページの内容の適時の更新、アクセスの利便性、必要な情報の伝達力の向上を目指したリンクの張り方を工夫するなどの改善がもたらされている。

教育目標等の達成状況を踏まえた教育目標の検証(1－5)

学期毎の成績判定に際して、本研究科委員会において、教育目標の達成度について議論も行われているが、「教育目標の達成度の検証」として、必ずしも十分なものとは言い難く、そのためだけの本研究科委員会開催を考えている。

【将来への取組み・まとめ】

理念・目的ならびに教育目標の学内周知(1－3)

学内の部局長レベルの会議における伝達のみでなく、学内広報紙などを通じて、より直接的に大学構成員全体に、本研究科の理念・目的ならびに教育目標の周知をはかる必要がある。学内広報紙は現在年4回発行されているので、適宜、ここに本研究科の理念・目的ならびに教育目標に関し、その時点で具体化されている事項について周知徹底を図ることに取り組む予

定である。

また、研究科内において、学生が十分に本研究科の理念・目的ならびに教育目標について理解しているか、について、授業評価アンケートなどを通じて確認する手だてを講ずる必要があると考えられる。

理念・目的ならびに教育目標の社会一般への周知（1－4）

ホームページや法科大学院パンフレットにおいて、本研究科の理念・目的ならびに教育目標は明確に記述されているが、なおいっそうその充実を図る必要がある。その充実の内容としては、本研究科の理念・目的ならびに教育目標との関連で、その時々には本研究科が取り組んでいる具体的な課題や企画などを、積極的に公表することなどが考えられる。とくに地域社会への貢献のため、無料法律相談に応じるべく設立された「愛学リーガル・クリニック」の活動を通じて行っていく。

さらにホームページの更新など、適時の広報体制を組むため、あらたに本研究科委員会のもとに広報委員会を設置して、これに取り組むことになった。

教育目標の達成度の検証（1－5）

必ずしも十分とはいえないので、本研究科委員会において、個々の成績判定のみでなく、教育目標の達成度の検証ということを明確に意識した上での議論が必要であるし、学生が各自自己の達成度をどのように捉えているか、それと教員側が成績判定などを通じて評価している達成度との整合性を突き合わせるなどの作業が必要である。そのためには、2008年4月に制度化され、すでに実施されている学生と担当教員との個別の懇談や、学生アンケートに教育目標の達成度についての自己評価項目をもうけるなどの方策をとることが考えられる。

2 教育の内容・方法等

(1) 教育の内容

【現状の説明】

教育課程編成の適切さ(2-1~2-4)

本研究科の教育課程(カリキュラム)は、学則別表I(法科大学院要覧p.7~p.9)および修学規程(法科大学院要覧p.12~p.15)の規定の通りであるが、その内容は、法令の趣旨に則り、法律基本科目、法律実務科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4種類に区分され、学習上の合理的順序を勘案して各学年に配当されている。

法律基本科目のうち、演習以外のものは、全て研究者教員が担当し、1年次春学期から2年次春学期までの間に配当されている。法律基本科目に属する演習は、科目毎のものを原則として2年次に配当して、研究者教員のみ、または研究者教員と実務家教員との共同で担当し、民事法総合演習を3年次春学期に配当して研究者教員と実務家教員との共同担当としている(法科大学院要覧p.25~p.30参照)。これは、基礎から応用への発展および理論と実務との架橋という趣旨によるものである。

法律実務科目については、法律学習の基本事項として法情報調査を1年次に配当し、2年次秋学期に法曹倫理を配当して、3年次の1年間に民事実務演習I・II、刑事実務演習I・II、総合実務演習(エクスターンシップ)を配当して、理論修得後にこれを使用する実務を学ぶという順序を設定している。

基礎法学・隣接科目および先端・発展科目については、特に法律基本科目に属する知識を要しないものを1年次に配当し、法律基本科目に関する一定の知識を要するものを2年次ないし3年次に配当している。

本研究科では、設置の際に明示したように、人間・地域・経済という3種類の目標を設定している。そして、基礎法学・隣接科目および先端・展開科目において、これらの目標に対応する科目を開設し、学生が各自の選択に基づいていずれかの目標に沿った科目選択をすることができるようにしている。特に、宗教学、心理学および歯学は本学において従来から定評ある実績を有する分野であり、様々な観点からの人間理解を可能にするべく、当該学科教員の協力を得て、法律実務家養成を意識した内容の授業を実施している。

本研究科の開設する科目は、必修・選択必修・選択の3種類であり、当初のカリキュラムでは法律基本科目および法律実務基礎科目の全部が必修、基礎法学・隣接科目が選択必修、先端・展開科目が選択科目であった。平成20年度カリキュラムでは、法律基本科目については必修の理念を維持しながら厳格な成績評価を確実にする目的のために中核となる科目を限りなく必修に近い選択必修とし、法律実務基礎科目のうち総合実務演習だけを委託先法律事務所の業務に対する支障を回避する目的で選択とした。そして、司法試験出題範囲に属する科目への過度の偏りを回避するべく、基礎法学・隣接科目については選択必

修を2科目に増やし、先端・展開科目については前記で述べた純化に伴い当該科目を履修せずに修了することのないよう2科目を選択必修とした。また、開設学年も再検討して、若干の変更を行った。

なお、平成21年度カリキュラムから、1年次配当の法律基本科目については、16科目すべてを必修科目とすることとしている。

法理論教育と法実務教育との架橋の工夫（2-5）

本研究科開設科目の学年配当としては、まず「民法総則」や「統治機構」等の法律理論の修得を目指す科目、次に具体的事例への適用方法の修得を目指す演習科目、最後に実務演習科目、という順序により編成されている。これは当然に理論と実務との架橋という観点に基づくものであるが、中間に位置する科目は研究者教員と実務家教員との共同担当とし、理論的視点と実務的視点との双方からの指導を行っている。

法律実務基礎科目の開設（2-6）

法曹倫理は2年次必修科目として開設されており、民事訴訟実務および刑事訴訟実務については、3年次必修科目である民事実務演習および刑事実務演習の内容とされており、その旨はシラバスにも明記されている。この点は平成21年度カリキュラムにおいても維持されている。

法情報調査および法文書作成を扱う科目の開設（2-7）

法情報調査は1年次科目として開設してきた。また、法文書作成については3年次必修科目である民事実務演習および刑事実務演習の内容となっており、その旨はシラバスにも明記されている。

なお、法情報調査は、当初、1年次春学期に、他の科目と同様に週1回ずつの授業であったが、法律関係科目の学習にとって前提となる知識の獲得を目指す内容であることに鑑み、平成20年度カリキュラムの施行（ここで従来の必修を選択に改めた）を契機として、1年次春学期初頭に集中授業として実施することとした。しかし、法律科目の内容と別に、判例・法令・学説等の検索技術のみを独立して開講することの意義は乏しいと考え、平成21年度カリキュラムでは、法情報調査は科目としては廃止し、かわって、本研究科が導入している法情報調査用のデータベースの利用に関するマニュアルとあわせた、法情報の探索方法に関するマニュアルを作成して学生に配付し、オリエンテーションのほか機会ある毎に学生に法情報調査のスキルを徹底することとしている。

実習科目の内容および責任体制（2-8～2-9）

3年次必修科目である民事実務演習および刑事実務演習の内容として、いずれも模擬裁判およびローリングを行っており、その旨はシラバスにも明記されている。エクスターンシップは、同じく3年次必修科目である総合実務演習において実施される。この点は、総合実務演習を前記2-3に関して述べた理由から選択科目とした。

また、総合実務演習によるエクスターンシップについては、委託先法律事務所の担当弁

護士との間で会合または文書により協議して学生に体験させるべき事項を明示列挙し、効果的実習が行われるように配慮している。学生に対しては、事前指導において当該科目の趣旨および実習に伴う責任について十分に説明し、事後指導において実習内容の報告および自己点検を行わせている。

指導体制としては、専任の実務家教員および当科目担当非常勤講師たる弁護士が共同で科目担当教員となり、学生に経験させるべき事項および成績評価方法を検討し、成績判定を行う。成績判定に際しては、実習評価書作成を委託先法律事務所の担当弁護士に依頼し、担当弁護士の実習評価書および学生の実習報告書に基づいて、当科目担当教員の協議により各学生毎の成績評価を行う。

実務科目における守秘義務に関する制度および指導（2-10）

総合実務演習によるエクスターンシップに際して、守秘義務その他、当該事務所の依頼人の権利を侵害することのないよう慎重な配慮が必要であることを、事前指導の際に学生に十分に理解させるべく周到に説明している。また、責任感を強く意識・維持させるべく、これらの注意事項を遵守する旨の誓約書に署名させ、実習中には名札の着用を義務付けている。守秘義務違反等の行為がある場合には、当該学生に対して懲戒処分を行うことを予定している。また、かかる事態があった場合のための対応の一部として、学生全員を対象として責任保険に加入している。なお、これまでのところ、実習に関するトラブルの報告はない。

【点検・評価（長所と問題点）】

教育課程編成の適切さ（2-1～2-4）

本研究科の教育課程の構成は、基本と発展・応用という観点からなされたものであるが、平成20年度カリキュラムにおいては、この点を再検討し、従来先端・展開科目に配当されていたものも可能な限り法律基本科目に配当して、先端・展開科目の純化を図った。

本研究科固有の教育目標のうち、人間教育については、前述のように、ある程度の評価が可能であると思われるが、地域および経済については、科目数も少なく、一般論的な科目の開設に留まっている面がある。適切な担当者の獲得を含めて、更に努力しなければならないと考えている。

法律基本科目および法律実務基礎科目はすべて必修であるが、これは法科大学院の教育目標として当然の事柄であるので、過度の偏りではないと考えている。もっとも、平成20年度カリキュラムでは、法律基本科目を分野別に区分して各区分毎に一定数の科目の単位を修了要件単位とすることとしたが、これは1科目のみの不合格で進級や修了が不可とされることとなることから、学生に過度の負担感を与えることは好ましくないとの判断によるものであって、一部の科目を履修しなくてもよいとする趣旨ではない。学生に対しては修学規程の中で各学年に開設された法律基本科目をすべて当該学年で履修登録するべき旨

を明記し、オリエンテーションでその旨を指導している。実際の履修状況としても、平成20年度入学者全員が当該年次開設の法律基本科目全部を履修登録して授業に出席している。

法律実務科目については、平成20年度カリキュラムにおいて総合実務演習だけを選択科目に変更したが、これは、学外の実務所に学生を委託することから、どうしても当該科目に対して消極的なままの学生を委託することにより当該法律事務所の業務に支障が生じることを回避するためであり、履修不要とする趣旨ではない。平成20年度カリキュラム適用学生が当該科目を履修することとなる年度においても、全学生の履修を前提として必要な数の委託先法律事務所を確保する予定である。

法理論教育と法実務教育との架橋の工夫（2-5）

【現状の説明】で述べたように、科目編成および担当者に関しては架橋が図られているものの、研究者教員および実務家教員が各々単独で担当している科目については何も知らない、ということでは十分な架橋とはいえない。現在のところ、実務科目の計画内容が研究者教員に伝達され、資料添付の上で授業参観が求められているに留まる。

法情報調査および法文書作成を扱う科目の開設（2-7）

法情報調査については、【現状の説明】においても述べたように、法律科目の内容と別に、判例・法令・学説等の検索技術のみを独立して開講することの意義は乏しいと考えるに至っている。

実習科目（2-8～2-9）

総合実務演習については、修了後に受験すべき新司法試験に直結するものではないため、受験対策を意識している3年次生にとって意欲を持ちにくいことが問題点として指摘できる。具体的には、平成19年度には3日間であった実習期間に関して、実習終了後に学生および指導担当弁護士の相当数から短すぎるとの意見があり、平成20年度には5日間に変更する予定であったが、なお実習科目の意義は学生に十分に周知されるに至っておらず、平成20年度も3日間を実施しており、現在も実施方法を検討中である。

【将来への取組み・まとめ】

教育課程編成の適切さ（2-1～2-4）

今後とも不断に検討を続けなければならないと考えている。その一環として、平成21年度からは平成20年度カリキュラムに更に若干の変更を加えた新カリキュラムを施行することとした。

総合実務演習については、司法試験受験準備を理由として消極的な学生が少なくないが、オリエンテーションや学生教員協議会等の機会に実務科目の意義を説明して、積極的に取り組むよう指導に留意している。

基礎法学・隣接科目については、社会科学分野および心理学・宗教学等から各々1科目ずつ履修するべきものとし、これらの科目をまったく履修せずに修了することのないよう

にした。先端・展開科目については、修了要件単位を満たすためには必ず数科目かを履修せざるを得ないことから、修了要件単位中の選択必修にはしないこととした。

しかし、この程度の義務付けでは過度の偏りの回避として必ずしも十分ではないとの判断から、平成20年度カリキュラムにおいては、基礎法学・隣接科目および先端・展開科目の各々から2科目以上履修するべきものとした。

平成20年度年カリキュラムによって、本研究科の理念の実現手段としての的確性が増大したと思われるが、まだ完璧であるとは言いがたい。この点についても、本研究科の目指す法曹の育成に合致した学習に導くための方法として、今後更に検討を継続して更なる改善を目指したい。

法理論教育と法実務教育との架橋の工夫（2－5）

理論と実務とのより緊密な架橋を目指すべく、研究者教員のみで担当する科目の授業計画作成に実務家教員も参加し、実務家教員のみで担当する科目の授業計画作成に研究者教員も参加する、という方法が検討されている。

法情報調査および法文書作成（2－7）

法情報調査については、【現状の説明】においても述べたように、平成21年度カリキュラムでは、科目としては廃止し、かわって、本研究科が導入している法情報調査用のデータベースの利用に関するマニュアルとあわせた、法情報の探索方法に関するマニュアルを作成して学生に配付し、オリエンテーションのほか機会ある毎に学生に法情報調査のスキルを徹底することとした。

実習科目（2－8～2－9）

総合実務演習に対する学生の消極的姿勢への対策として、理論科目の理解増進にもなり得ることを含めて、その有用性を学生に理解させ、意欲を持たせるための方法を検討している。

(2) 教育の方法

【 現状の説明 】

課程修了の要件の基準に遵守した設定 (2-11)

修了要件は、学則19条(法科大学院要覧p. 2)に規定されている通り、所定期間在学・所定科目単位修得・修了試験合格である。以下、個別に説明する。

在学期間は原則として3年(学則19条(法科大学院要覧p. 2))であり、修了要件単位は97単位(修学規程第11条(法科大学院要覧p. 13))である。法令上の最低基準単位数より4単位多いが、これは、本学においては従来から国の要求する最低基準に本学独自のものを付加するとの趣旨で学部の卒業要件単位が国の基準より4単位多く設定されていることによるものである。

また、修了要件単位修得の後に別に実施する修了試験の合格を以て修了を認めることとしている。これは、過程としての法曹養成という法科大学院の趣旨に鑑み、各科目授業終了時という「点」での学識の集積だけで修了を認めるのではなく、学生が各科目履修に際して獲得した学識を保持し、確実なものとしていることを確認しなければならないと考えたからである。内容・形式は新司法試験論文試験に近いが、それは、例えば「契約法」とか「民法総則」とかいった限定された内容での解答ではなく「民法」という包括的内容において解答を求めることによって法体系全体に対する理解の程度を確認する意図によるものである。なお、この試験においては、法科大学院の課程を修了すべき最低ラインを確認するという趣旨から、採点基準は各科目定期試験の場合より下げたものとなっている。

履修科目登録の上限の設定 (2-12)

学生の履修できる単位数は、各学期において20単位まで、各年次において36単位まで(最終学年以外は36単位ちょうど)と定められている。このことは修学規程2条(法科大学院要覧p. 12)に規定され、学生に周知されているが、履修登録の際に事務室において各学生の提出した履修登録用紙を点検して、誤りのないよう確認している。

他の大学院において修得した単位等の認定の方法 (2-13)

本研究科では、学生が在学中に本学の他研究科および他大学の大学院で科目を履修する制度は設けていない。

入学前に修得した単位等の認定の方法 (2-14)

学則15条(法科大学院要覧p. 2)において、学生が入学前に大学院で履修・修得した単位を30単位まで本研究科で履修したものとみなす制度を設けている。具体的手続は法務研究科既修単位の認定に関する取扱内規(法科大学院要覧p. 16)で定めており、その内容は次の通りである。

この制度の適用を希望する学生は、入学時に、所定の用紙に修得済認定を希望する科目毎に対応する科目を履修した大学院名・科目名および学習した内容を記述し、当該科目のシラバスのコピーおよび成績証明書を添付して、申請する。本研究科では、これを修得

済希望にかかる科目を担当する教員に送付し、同科目の履修をした場合と同程度の学識が修得されていると認められるか否かの判断を求める。これに対する回答を本研究科委員会で審議し、修得済認定の可否を決定する。

なお、これまでのところ、本制度の対象となり得る学生は僅かであり、実際に利用した学生は1名のみである。

在学期間の短縮の基準および設定方法（2-15）

本研究科においては、法学既修者について在学期間を2年間とする(学則19条但書(法科大学院要覧p. 2))以外には、在学期間を短縮する制度はない。

履修指導の体制の整備（2-16）

法学未修得者および法学既修者の双方について、オリエンテーション配付書類の中でその履修方法が記述されている。入学者の大半が法学未修得者であるので、学年当初のオリエンテーションでは法学未修得者を想定した説明を行っているが、法学既修者の場合には異なる点についてはその旨を告知すると共に法学既修者に別途書面を配付して説明を行い、また、同一の法律基本科目を履修する1学年上の法学未修得者のオリエンテーションにも出席させて、遺漏のないように配慮している。

学習相談体制の整備（2-17～2-18）

先ず学期初めに、全専任教員に対してオフィス・アワーの申告を求め、これを纏めて掲示し、学生への周知を図っている。また、1年次開設法律基本科目においては、授業後にユーブングの時間を設定し、授業内容の定着のための自習に対する支援を制度的に予定してきた。更に、法律基本科目に属する演習においては、FD活動の結果として提起されて実施されている方法として、各回の報告担当学生に対して報告すべき内容を確認・指導する時間を取ることとなり、授業を効率的に遂行して教育成果を挙げるための方策が執られている。

なお、授業アンケート等から、学生の復習が不十分であることが判明していることに鑑み、ユーブングを廃止し、学生の修学相談に応じるため各学年毎に「基礎」「発展」「応用」の各学修相談を置いた。その内容として、1年次生は各授業の復習、2年次生は短答試験に対応すべき知識の補充、3年次生は事例論証技術の向上、ということを明示すると共に、いずれも学生からの質問・問題提起に教員が答えるという方法を原則とするものとして、学生自身の学修に対する支援であることを徹底させた。

これとは別に、若手弁護士若干名をチューターとして採用し、学生に対する指導の補助を依頼して、学習方法や答案作成方法等に関する助言を行わせている。具体的には、7名の弁護士にチューターとしての協力を得ている。各学年ごとに担当する弁護士を決め、それぞれ1年生については法的論証の初歩的指導、2年生については各法分野における条文・学説・判例の知識の確認、3年生と研修生については、論文式問題を通じての具体的事案に関する分析、法的論点に関する立論の指導をお願いしている。なお、2008年度秋学期より、13名に増員する。

授業計画の事前明示（2-19）

本研究科では、毎年3月末に法務研究科シラバス集を作成し、4月第1週には全学生にこれを配付している。シラバス集には、当該年度の春学期および秋学期に開講されるすべての科目について、授業の概要、具体的内容、スケジュール（第1講から第15講までの授業計画）、評価方法、テキスト・参考文献等が記載されている。またウェブ上のシラバス・システムにおいても、授業内容および授業計画等が掲示されている。予習判例の追加・変更とか課題レポートを受講学生に伝達する手段としても、シラバス・システムは利用されている。

授業の適切な実施（2-20）

いずれの科目も、基本的にはシラバスに従って実施されている。なお、休講があった場合には、学期末に補講が実施される。

双方向・多方向型の授業（2-21）

本研究科においては、すべての科目で双方向・多方向型の授業を実施している。もとより双方向・多方向の要素および程度は、科目の種類や性質に応じて差が存在する。たとえば1年次および2年次春学期に配当されている法律基本科目にあつては、科目の性質上、主として講義スタイルで実施されることが多い（完全にケースメソッドの方法で実施される基本科目も存在する）。講義スタイルの基本科目においても、教員と学生との間で相当回数の質疑応答がなされており、また予習判例につき学生間で相互に対立する見解を述べさせるなど、授業中に学生の発言を求める機会が多い。

演習科目および選択科目では、ケースメソッドまたはプロブレムメソッドによる授業が実施されている。実務演習科目では、交渉技術、訴状・答弁書・準備書面の作成、証人尋問の技術、判決起案、法廷傍聴、模擬裁判等が行われる。エクスターンシップでは、事前講義（守秘義務等）の後に、委託先弁護士（3年次学生数31名に対し17事務所）の指導・監督の下に、法律相談、事実調査・整理、起案、法廷傍聴等が行われる（エクスターンシップに関する規程、エクスターンシップ実施要領、エクスターンシップ委託先弁護士一覧参照）。なお当初カリキュラムで必修科目のエクスターンシップは平成20年度カリキュラムでは選択科目に移行するが、3年次の学生ほぼ全員が履修することを想定し、それに必要な委託先弁護士事務所を確保している。

授業を行う学生数の適切な設定（2-22, 2-23, 2-24）

本研究科の1学年の定員は35名である。実際には休学者等も存在するので、1学年の学生数は30名前後にとどまる。したがって、法律基本科目は勿論、すべての授業科目において、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数も30名前後である。もとより前年度に単位を修得できなかった学生が1学年下の必修科目の授業に参加したり、法学既修者が1学年上の必修科目の授業に参加したりすることはあるが、その場合でも、受講学生数は35名程度にとどまる。

個別的指導が必要な授業科目であるエクスターンシップについては、平成20年度の実施状況は次の通りである。3年次学生の全員31名が参加する。事前講義および事後講義は、実務家教員6名がこれを担当する。委託先弁護士事務所は17であることから、1事務所当たり約2名の学生が研修を受けることになる。個別的指導を受けるにふさわしい学生数が設定されている。

成績評価および修了認定の基準の明示(2-25) ならびに **成績評価および修了認定の**

客観的な実施(2-26)

成績評価および単位認定については、春学期・秋学期の期末に定期試験が実施され、成績はAA(100~90点)・A(89~80点)・B(79~70点)・C(69~60点)・D(59点以下)で表記され、AA・A・B・Cを合格として単位を与え、Dを不合格とする。このことは本研究科学則第18条に明示されている。

評価方法は、学期末試験を60点、平常点を40点として、その合計点で評価する。科目によっては予め研究科委員の承認を得れば定期試験を行わないこともあり、その場合には平常点(出席状況・発言状況・小テスト・レポート)で評価する。各科目ごとの具体的な評価方法は、シラバスにおいて、たとえば、定期試験60点・レポート30点・発言点10点、出席および授業態度30点・小テスト(2回)40点・レポート30点のように表示される。

課程修了の要件は、所定数以上の単位を修得し、かつ修了試験に合格することである。前者は区分別単位数合計72単位以上を含めて総計97単位以上であるが(修学規程11条)、これは法科大学院要覧に記載されている。修了試験の配点および合格基準は、掲示板を通じて学生に明示される。なお平成21年度カリキュラムにおける修了要件は、区分別単位数合計80単位を含めて総計97単位以上およびGPA1.5以上であり、修了試験は修了要件とされないことになる。

本研究科では成績評価は次のように行われる。担当教員が定期試験および平常点に基づき採点表に記入する。その際、A以上は全受講者の30%以内、AAは同10%以内とし、この割合に適合しない場合には、理由を記載した書面を添付することになっている。D判定をする場合にも、同様に理由の記載が求められる。共同担当科目については、担当教員間の協議を経て単一評価を採点表に記入する。その上で、成績評価は本研究科委員会の審議を経て決定される。進級および課程修了の可否についても、本研究科委員会の審議を経て決定される。

評価・認定は厳格に行われている。しかし、たとえば法律基本科目の成績分布を見ると、ごく少数の科目ではD評価の学生が5名~6名あるが、大多数の科目ではD評価の学生は0名~3名にとどまる(各科目とも受講学生数は30名程度)。D評価0名の科目も相当数存在する。定期試験のみで評価すればD評価になるが、平常点を40%考慮することにより、最終的にはC評価になる例が少なくない。

なお平成19年11月に「成績判定に関する異議の申立てについて」(内規)が制定され、

これに基づき、成績判定に異議のある学生は、書面を提出して、研究科長に対して、自己の成績判定について意義を申し立てることができるようになった。

これに関する研究科長の判断は、本研究科委員会の承認を経て、当該学生に理由を付した書面で伝えられる。

再試験の基準・方法の明示（2-27）

修学規程19条1項により次のように定められている。定期試験又は追試験に合格しなかった学生は、10単位以内でその合格しなかった科目の再試験を受験することができる。但し、当該科目の単位がなければ進級又は修了に必要な単位数が充足されず且つ再試験によって当該科目の単位を修得すれば進級又は修了に必要な単位数が充足されることとなる場合に限る。この規程は法科大学院要覧に記載されているので、学生に対してあらかじめ明示されている。なお、平成21年度カリキュラムでは、GPA基準が併用されることに対応して、C評価の科目についても再試験を受けることができるようになる。

再試験の成績評価は公正かつ客観的に行われている。再試験を受験した科目の成績評価は、C評価又はD評価の2段階に限られる（修学規程19条2項）。再試験の結果もD評価となり留年を余儀なくされた学生も数名存在する。しかし、再試験ではC評価となるケースが多く見られる。平成21年度カリキュラムでは、再試験科目の成績評価は、B、C及びDの3段階となる。C評価科目についても、再試験を受けることによりB評価を得る可能性が開かれる。

なお、平成20年度春学期の法律基本科目試験において、これまでと比べて多数の不合格者がでるという事態が生じ、これら不合格者に対しては、秋学期終了後、学年度末にもう一度特別試験を行い、これに合格すれば進級できる道を緊急に開くこととした。

追試験の実施（2-28）

修学規程18条により、やむを得ない事情によって定期試験を受験することができなかった学生は、当該科目につき別の日時に行う追試験を受験することができる。追試験を受験しようとする学生は、所定の日時までには願書を提出する（同規程20条）。この規程は法科大学院要覧に掲載されているので、学生に対してあらかじめ明示されている。

進級制限の措置（2-29、2-30）

修学規程8条および9条により次のように定められている。1年次から2年次への進級に必要な単位数は、当初カリキュラムおよび平成20年度カリキュラムでは26単位（平成21年度カリキュラムでは34単位）、2年次から3年次への必要な単位数は当初カリキュラムおよび平成20年度カリキュラムでは62単位（平成21年度カリキュラムは70単位）であり、この単位数を充足していない学生は、次年次への進級が不可とされ原年次に留まる。留年した学生が再度の原年次終了時において上記単位数を充足していない場合は、成業の見込がない者と認め、学則37条の規定により退学処分とされる（修学規程10条）。なお法学既修者が1年次から2年次への進級に必要な単位数は、特例として32単位と定められている

(修学規程16条)。

進級制限による留年の現状は次の通りである。

平成18年度から19年度に移行するに当たり、1年次から2年次への進級を不可とされた者は1名(この学生はその時点で退学)、2年次から3年次への進級を不可とされた者は2名(この2名の学生は平成20年4月に3年次へ進級)存在した。

平成19年度から20年度へ移行するに当たり、1年次から2年次への進級を不可とされた者は1名、2年次から3年次への進級を不可とされた者は2名である。

なお、平成20年度においては、春学期定期試験の終了時点で既に、1年次生につき4名、2年次生につき7名の留年確定者(平成21年度に次の学年に進級出来ない者)が発生している。なお、すでに述べたように、平成20年度については、学年度末に特別試験を実施することとし、これに合格すれば進級を認めることになったので、留年者はこれよりもすくなくなる可能性がある。

教育効果の測定の仕組み(2-31)

学生による授業評価が組織的に実施されており、その結果から教育効果を測定し授業方法の改善に役立てたり、科目によっては授業中の小テストにより学生の知識の定着の程度を確認したりしているが、それらとは別に教育効果を測定する仕組みが制度として設けられているわけではない。

FD体制の整備および実施(2-32)

本研究科では、教育と研究の発展について自己点検・自己評価を行い、研究科の質的向上を不断に図ることを目的として、FD委員会が置かれている(愛知学院大学法務研究科FD委員会規程参照)。

FD委員会は法務研究科長、主任、および若干名の専任教員により構成されている。FD委員会の活動内容は、①教育内容・方法の改善に関する点検と評価、②教育および研究の総合的な発展のための諸施策の検討、③学生による授業評価に関する分析と評価、④教員による自己点検・自己評価に関する分析と評価、⑤FD活動に関する報告書の刊行及びホームページにおける公開、⑥FD活動に関する情報・資料の収集、分析および広報活動などである(FD委員会規程3条)。

FD活動の機能化(2-33)

FD委員会による自己点検・評価活動が次のように実施されている。学生による授業評価アンケートの分析は各学期末毎に、教員相互の授業参観は各学期2回、研究授業とその検討会は各学期2回、FD講演会各学期1回のペースで行われている。

また、本研究科では、FD活動の一環として、教員相互の授業評価活動を実施している。専任教員は各学期に2回の割合で、他の教員の授業(各自が任意に選定)を参観し、その結果を簡潔な文書にしてFD委員会へ提出する。

また、平成20年度からは、授業参観とは別に、各学期に2回の割合で研究授業も実施

している。対象となる授業はFD委員会で選定され、専任教員はできる限り全員が出席することとされている。研究授業の直後または翌日には、当該授業の検討会が行われ、さらに出席者は感想・意見を記載した文書を提出し、FD委員会がこれを集約する。

学生による授業評価の組織的な実施（2-34）

法律基本科目群(演習を含む)および実務基礎科目群(実務演習を含む)については、すべての科目で授業アンケートが行われている。アンケートの質問項目は、各学期毎にFD委員会で設定される。法律基礎科目と実務基礎科目とでは、質問項目に若干の相違がある。

授業評価を教育改善につなげる仕組み（2-35）

学生による授業アンケートの結果はFD委員会により集約される。アンケート回答用紙のコピーが担当教員に渡され、各教員はアンケート結果を分析し、問題点を自己点検したうえで、授業内容および方法の改善策をまとめ文書化し、これをFD委員会へ提出する。FD委員会では、アンケートの集約結果および各担当教員から提出された文書を踏まえ、本研究科全体として教育内容および方法の改善策を議論する。FD委員会の議論の結果は、各学期毎に報告書としてまとめられている。

本務研究科の理念・目的および教育目標達成のため、**特色ある取組み(2-36)**を行うべき必要性は十分に自覚されており、特色ある取組みの具体案について検討してきた。しかし現在のところは、チューター弁護士による学生指導、および短答式問題提供システム「学ぶ君」の利用を行っているにとどまる。

【点検・評価（長所と問題点）】

課程修了の要件の基準に遵守した設定（2-11）

国の基準より増やした単位数は4単位、科目数にして2科目であるから、学生に対して過大な負担を課すことにはならないと考えている。修了試験も、国の基準では要求されていないが、前述の趣旨・内容に鑑みれば、学生にとって過大な負担を課すことにはならないと考えている。平成19年度に修了要件単位全部を修得して修了試験を受験した学生のうち、当初の不合格者は2名、再試験でも不合格となった者はそのうち1名であった。単位修得者であれば概ね合格できる筈であるとの認識で実施され、結果からは、その趣旨は実現されていると評価できる。

修了試験を受験した学生からは、模擬試験とは異なる緊張感を以て新司法試験に類似した試験に取り組む経験は有意義であったとの感想も寄せられており、同試験は、新司法試験受験者のための試験として残すが、司法試験を受験せず、転進を希望する学生のことを考慮し平成21年度入学者からは修了要件とはしないこととした。

学習相談体制の整備（2-17～2-18）

ユーブングを廃止し、オフィス・アワーのほかに、各学年に対応した「基礎・発展・応用学修相談」を設置し、時間割上にも明記し、登録制とし、学生の意欲を明示的に表明さ

せることとした。

授業計画の事前明示および授業の適切な実施（2-19, 2-20）

授業内容および1年間の授業計画はシラバス集およびシラバス・システムを通じて学生に対して詳細に明示されており、授業はシラバスに従って適切に実施されているものと評価している。

授業を行う学生数の適切な設定（2-22, 2-23, 2-24）

効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数としている。この原則は厳格に遵守されている。法律基本科目のすべてにおいて、同時に授業を行う学生数は、法令上の基準（50人）に従って適切に設定されている。個別的指導が必要な授業科目についても、それにふさわしい学生数が設定されている。

上記のように、**成績評価および修了認定の基準・方法（2-25）**は学生に対しあらかじめ明示されているものとする。また**成績評価、単位認定および修了認定（2-26）**は、明示された基準および方法に基づいて公正かつ客観的に行われている。

再試験（2-27）の基準および方法は学生に対して明示されており、また再試験の成績評価は公正かつ客観的に行われている。さらに、平成20年度においては、定期試験の不合格者のために学年度末に特別試験を実施することとした。

追試験（2-28）の制度は、あらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されている。

2年次への進級要件26単位、3年次への進級要件62単位という**進級制限（2-29, 2-30）**の制度設計自体は適切なものであったと考えられる。平成21年度カリキュラムでは、進級要件にGPA基準も併用される。これに伴い、2年次への進級要件は34単位かつGPA1.5以上、3年次への進級要件は、70単位かつGPA1.5以上となる。

教育目標に即した教育効果がどの程度達成されているかについて、それを測定する仕組みは現在のところ必ずしも整備されているとはいえない。

FD体制（2-32）は整備されており、**FD活動（2-33）**はかなり積極的に推進されているものと評価されるが、FD活動の成果が本研究科における教育内容・方法の改善にどの程度有効に役立てられているかの検証は行われていない。検証方法の確立が課題である。なお、教育内容・方法の改善について、兼任・兼任教員と専任教員との間で共通の認識を形成する方策を模索している。

これらのFD活動は、教育の技術的側面で直接的な改善効果をもたらしているが、教育内容および方法全般への改善という観点からは、短期的に目に見える形で改善の成果が上がっていると言うわけではない。改善の成果を上げるべく、今後も、長期的に粘り強く努力を積み重ねていきたいと考えている。

学生による授業評価（2-34）は組織的に実施されており、授業アンケートの結果を教育の改善につなげる仕組みは整備されているものと評価できる。ただ、それが目に見

える形で成果を上げているとまでは、必ずしも言えない。

教育内容・方法に関する **特色ある取り組み（2-36）** としては、チューター弁護士による「論文の書き方」指導のほか、チューター弁護士による指導・相談を、組織的に行うこととした。

【 将来への取り組み・まとめ 】

課程修了の要件の基準に遵守した設定（2-11）

平成21年度入学生からは、修了試験は廃止し、所定の単位を取得し、GPA1.5以上の者を修了させることとした。

学習相談体制の整備（2-17～2-18）

学習相談の内容・方法をさらに充実したものにするべく、学生のニーズの把握および教員相互の経験交流・意見交換を継続しなければならない。また、学生にとっていつでも相談できる体制を確立するためには、オフィス・アワーの充実な活用(平成20年度オフィスアワー表参照)や法学研究科博士後期課程満期退学者等の補助教員採用等による人力的充実を検討する必要がある。

授業計画の事前明示（2-19）

シラバス集およびシラバス・システムにおける「授業の概要」欄で簡潔に記されている（たとえば、「予習内容を確認しながら、発問・回答によって進める」とか、「原則的に講義形式で行うが、質問・討論のほか受講者の報告を交える」等）。しかし、科目によっては、授業方法の記述が欠けていたり不十分と思われるものも存在する。この点を踏まえ、平成21年度からは、シラバス集およびシラバス・システムに授業方法の欄を新設し、各科目ごとの授業方法を具体的に記載するよう改善することとした。

授業の適切な実施（2-20）

授業の各回における予習事項につき若干の追加や変更がなされることが、しばしばありうる。これらの追加・変更については、前の週の授業時に学生に伝達され、さらに掲示板やシラバス・システムにも掲示される。もっともこれらの情報伝達が一刻も早くかつ確実になされるよう、運用を改善する余地がある。

将来の課題として指摘できるのは、第1に、講義スタイルを中心とする法律基本科目につき、ケースメソッドの比重を高める必要があること。しかし、第2に、ケースメソッドまたはプロブレムメソッドスタイルの授業が成果を上げるか否かは、学生の自律的な学修観に基づく十分な予習、および教員の適切かつ効率的な授業運営能力に依存することである。ケースメソッドスタイルの授業を効果的に実施するためFD委員会の活動を通じて各教員の授業運営能力を高める必要がある。

授業を行う学生数の適切な設定（2-22, 2-23, 2-24）

少人数教育をより一層充実させるために、演習科目において理想的には1学年35名の

学生を2クラスに分け、1クラス当たりの受講学生数を17名～18名の編成で行うことを目指している。現在のところ、1学年2クラス編成（1クラス15名程度）で実施している演習科目と1学年1クラス編成（1クラス30名程度）で実施している演習科目とが混在している。演習科目のすべてというわけにはいかないであろうが、将来的には、できるだけ多くの演習科目を1学年2クラス編成（1クラス15名程度）で実施するよう努めたいと考えている。

実務演習科目（民事法実務演習Ⅰ・Ⅱ、刑事法実務演習Ⅰ・Ⅱ）においては、31名の学生に対して実務家教員3～5名がこれを担当する。設定学生数は妥当なものであると考えられるが、模擬裁判等の学生指導をより適切に実施するうえで、理想的には担当教員の数をもう1～2名増やす必要があり、この点に改善すべき余地がある。

成績評価および修了認定の基準の明示（2-25）ならびに**成績評価および修了認定の客観的な実施（2-26）**に関し、検討すべき将来の課題は次の通りである。

シラバスにおける評価方法の記載は、科目によっては抽象的表現にとどまっているものもあるので、評価の視点・ポイントを含め一定の具体的な記載を求めるように改善する余地がある。また平常点については、たとえば欠席回数が一定数を超えた場合の取り扱い等、本研究科委員会でも評価方法の合意が得られていない。平常点評価の指針を策定し、学生に明示する必要も認められる。

科目や教員によって評価基準に偏差が生じないように、A評価は全受講者の30%以内といった相対評価が行われているが、各科目で目標とされる水準に到達しているか否か（すなわち不可）については絶対評価によることを再確認し、そのような自覚の上で、厳格な評価に取り組むとともに、平常点評価の指針を策定することが、改善の方法として重要であると考えられる。

再試験の基準・方法の明示（2-27）

各科目で目標とされる水準に到達しているか（→C）否か（→D）による絶対評価が行われるが、留年を回避して学生を救済しようとする配慮が担当教員に無意識のうちに働いてしまうことがあるかもしれない。採点評価は本研究科委員会へ提出され、その審議を経て決定されるので、各担当者から説明される採点評価の根拠について、従来にも増して慎重な審議を行うことにより、最終的な評価の客観性を担保するよう努めたいと考えている。

なお、定期試験の不合格者にたいしては、将来に向かって、再試験の条件を緩和するほか、不合格者に進級の機会を与えるため特別試験を実施することになっている（一部は平成20年度から実施）

追試験（2-28）においてやむを得ない理由として主に想定されているのは、病気や事故等であるが、それに限られるわけではない。願書に記載されている理由が相当なものだと判断される限り、追試験の受験を認めている。やむを得ない理由を規程中に網羅的に

列挙することは困難であるので、上記のような追試験制度の実施が合理的なものであると考えている。なお定期試験の欠席は極めて少なく、実際に追試験の受験願書が提出され、追試験が実施されたのは、過去において1例だけである。

進級制限（2-29, 2-30）による留年者は、従来のところ各学年1名ないし2名にとどまっていたが、上記のとおり、平成20年度にはこの数字が相当増加している。成績評価は従来と同一基準に従い客観的に行われているが、結果的にD判定（不合格）の数が多くなったことによる。

なお、平成21年度カリキュラムでは、1年次から2年次への進級については、34単位修得のほか、GPA1.5以上の要件が付加される。2年次から3年次への進級についても、70単位修得のほか、GPA1.5以上の要件が付加される。

成績評価の客観性および透明性は、現行でも保持されていると考えているが、将来的に、定期試験および平常点に関する評価のより具体的な指針を策定する必要があると考えられる。

教育効果の測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定につき検討を始めるとともに、実施体制の整備にも取り組みたいと考えている。

また、従来の制度では、春学期終了の時点で翌年度に進級できないことが確定する者がでることになるが、それが学生に動揺を与えているということから、これらのものに年度末に特別試験を実施し、進級への道を開くという制度がもうけられることになっている。

FD体制（2-32）、FD活動（2-33）、授業評価（2-34）および教育改善につなげる仕組み（2-35）に関し取り組むべき課題は、次の通りである。

FD活動の成果を教育内容・方法の現実的な改善へ結び付ける仕組みを整備するとともに、兼担・兼任教員のFD活動への参加の程度を引き上げ専任教員との間の認識ギャップをできるだけ縮小する必要があると考えている。

学生による授業アンケートの現状には、次のような問題点がある。

授業アンケートを教育内容および方法の改善に有効に役立てるには、質問項目を増やし、回答も記号のみによるのではなく自由記載欄のスペースを設け、かつ回収率も100%に近づける必要がある。回収率を高くするためには、各学期の最後の授業の中で15分くらい時間をとり、そこで学生達に一斉に記入してもらい回収する方法が望ましい。しかし、この方法によると、回答時間が短いため、質問項目は厳選しなければならず、また自由記載欄への記入も少ない。他方、アンケート回答用紙を学生各自が後日事務室へ提出するという回収方法をとれば、回答時間に余裕があるので質問項目を増やしたり、自由記載欄への記入も多くなるが、回収率は低くなってしまふ。上記のようにアンケートの質問項目、回答欄および回収方法は、各学期ごとにFD委員会で見直しを行っているが、詳細な回答と回収率引上げという2つの要請の調和を図るべく苦慮している。また現状では選択科目の一部において授業アンケートが実施されていないので、選択科目を含む、すべての授業科

目で授業アンケートが実施されるよう改善を図りたいと考えている。

今後もアンケートの実施方法に工夫を凝らし、努力を継続していきたいと考えている。

本学独自の **特色ある取組み（2-36）** の具体案につき再び検討し、それを実現させるべく努めたいと考えている。

3 教員組織

【 現状の説明 】

専任教員数は法令上の基準を充たしているか (3-1)

法令上要求される最低必要教員は12名であるところ、現状は14名の専任教員がいる。学生は定員で105名であるので、学生15人につき専任教員1名の基準も満たしている。

専任教員は一専攻に限り専任教員として取り扱われているか (3-2)

本研究科の教授中、法学部においても専任教員として取り扱われている教員は3名であり、他の11名はすべて専任教授である。

教員中、半分以上が教授で構成されているか (3-3)

本研究科の専任教員は、14名全員が教授である。

専任教員は基準を充たし、かつ高度の指導能力を有しているか (3-4)

すべての教員が専攻分野について教育上又は研究上の業績を有する者あるいは専攻分野について特に優れた知識および経験を有する者の中から選ばれている。また、平成20年3月末時点で在籍する教員のすべてが、法科大学院設置にあたり文部科学省の設置審の審査において、適任との評価を受けている。

専任教員中の実務家教員の2割以上が経験を有する実務家か (3-5)

14名の専任教員中、4名が実務家教員である。うち2名は元名古屋高裁判事(現弁護士)、1名は元高等検察庁検事、1名は弁護士であり、5年以上の法曹経験を持つ。実務家教員の比率は約3割であり、2割以上という基準を満たしている。

法律基本科目の各科目毎の専任教員が配置されているか (3-6)

本研究科の入学定員35名のところ、現在、公法系2名、刑事法系1名、民法に関する科目4名、商法に関する科目1名、民事訴訟法に関する科目1名が配置されている。基本科目毎では、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法については、専任教員が配置されている。刑事訴訟法については、平成20年3月に退職した教員の補充として平成21年4月1日付で専任教授を採用することが決定した。

法律基本科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目に専任教員の配置されているか

(3-7)

法律基本科目については前項記述の通りであるが、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目については、行政作用法・行政救済法、独占禁止法・証券取引法、国際法・国際人権法にそれぞれ専任教員が配置されている。

法律実務基礎科目の主要科目に実務経験のある教員が配置されているか (3-8)

専任の実務家教員および兼任の実務家教員が配置されている。いずれも十分な法曹としての実務経験を有している。

専任教員の年齢構成は偏っていないか（3-9）

70代3名、60代5名、50代5名、40代1名であり、やや偏った年齢構成となっている。

専任教員の性別構成比率について配慮しているか（3-10）

14名の専任教員中、女性教授は1名のみである。

専任教員の後継者の養成または補充に適切に配慮しているか（3-11）

本研究科は現在16名枠であるところ、教員補充におけるスムーズな交代を可能にするため、枠を越えて1年間ダブらせて人事を行うこととしている。

教員の募集・任免・昇格の基準、手続規定は整備されているか（3-12）

本研究科委員会のなかに研究科長を委員長とする人事委員会をもうけ、愛知学院大学法科大学院教員採用規程のなかに教員資格に関する規定をおいている。教員人事はすべてこの愛知学院大学法科大学院教員採用規程に則り、人事委員会で検討し、本研究科委員会に諮ることとしている。

教員の募集・任免・昇格は適切に行われているか（3-13）

法科大学院固有の専任教員組織である本研究科委員会において適切に行っている。

専任教員の授業担当時間は適正な範囲であるか（3-14）

専任教員の授業負担の最大は20単位、みなし専任教員は最大10単位であり、基準を満たしている。

専任教員の研究専任期間制度(サバティカル・リーヴ)等は保障されているか(3-15)

現在そのような制度はおかれていない。

専任研究員に対する個人研究費は適切に配分されているか（3-16）

学会出席等の交通旅費、図書の購入、研究上必要な消耗品の購入等を考慮して、教授一人当たり年間66万円となっており、適切に行われている。

教育研究に資する人的な補助体制は整備されているか（3-17）

十分には取られていない。各専任教員自らが、教材の整備からコピーまでせざるを得ない。ちなみに事務体制は事務長1、専任職員1、派遣職員1であるが、これらの事務職員は、教員の教育研究の直接の補助のためにおかれているわけではない。

専任教員の教育活動および研究活動の活性化を評価する方法は整備されているか(3-18)

本研究科開設後、教員による月例研究会を毎月行い、各専任教員が持ち回りで、現在研究中のテーマについて報告を行い、出席者により質疑討論を行っている。この研究会は、本研究科発足後準備期間を経て、平成18年1月に第1回を行い、平成20年12月の例会で30回を数えている。この企画については、公開されており、本研究科の学生はもとより、ひろく大学外からも参加が可能である。この研究会については、大学ホームページで予告されており、外部からの出席者もある。また、ここでの報告のうち何件かは論文として、本学の紀要(「愛知学院大学論叢・法学研究」)に掲載されている。

教員組織についての特色ある取り組みを行っているか（3-19）

現在のところ、前項の月例研究会のほか、特段の特色ある取り組みはなされていない。

【点検・評価（長所と問題点）および将来への取り組み・まとめ】

専任教員数・その能力・実務家教員（3-1から5まで）

現在の在籍教員数は14名であり、法令上の基準を充たしているが、本研究科は当初16名の専任教員で出発しており、現在はここから2名の欠員がでていますが、平成21年4月に刑事訴訟法、7月に行政法の専任教授が赴任してくるので16名の在籍を予定した教育体勢に戻る。

専任教員の構成、科目配置、補充等（3-6から11まで）

年齢構成については、刑事訴訟法の専任教授として50代前半の者を採用したとはいえ、やや高齢に偏る傾向にあり、新規に若手の補充人事を行わなければならないと考えている。その他の、実務家教員の比率、性別構成等についてはおおむね基準を満たしているものと考えている。

専任教員の教育研究条件の整備（3-14から16まで）

専任教員の授業負担・個人研究費の配分は問題はない。専任教員の研究専任期間制度（サバティカル・リーヴ）等については、これを行うには、全学的な制度として行う必要があり、容易ではないが、教育研究水準の維持発展のために必要なことと考えており、実現を目指したい。

教育研究に資する人的な補助体制（3-17）

助手としての人員配置や、補助作業を行うためのTA体制などを求めていきたい。

専任教員の活動の評価方法・特色ある取り組み（3-18・19）

現在行っている月例研究会が、必ずしも多くの教員の出席を得て行われているわけではない、という実情がある。専門を超えた教員間の活発な学問的討論は、教員間の知見の向上とともに、この研究会に参加する学生にもよい刺激を与えることとなるなど、このような研究会の開催自体は意義のあることと考えているので、これがより活発なものとなるよう、環境の整備を図りたい。

この章のまとめ

本研究科は、学生定員35名のところ、専任教員16名（現員14名、欠員2名）という小規模であり、意思疎通が行いやすいところが長所であり、この長所は逆に教員間の厳しい意見交換を妨げてきている。3年間を経過し教員組織の運営上の問題点も明らかになってきたので、不断に自由な意見交換のできる組織の在り方を探りつつ、組織としてもスムーズに動いていくように各種の整備をしたい。

4 学生の受け入れ

【現状の説明】

入学者受け入れ方針等（4-1）

本研究科が目標とする法曹像は、「人間性」・「地域」・「産業」という3つの指針に基づく。人々の日常生活、地域社会の平和、社会的営みの円滑を図るために、当事者や諸機関と交渉し、説得して合意に達することが、法律家の社会的責務である。この責務を果たすためには、法律知識に基づく交渉・説得の能力が必要であることはもちろんであるが、それは大切なものを守ろうという真摯な心情に裏打ちされたものでなければならない。裁判という場ですら、やはり生身の人と人との関わり合いであり、真摯な心情が緻密な論理を通じて表現されてこそ、他の人はこれに動かされるのである。本研究科が育成したいのは「熱い心と冷静な論理」を持つ法律家である。

そこで、入学者選抜に際しては、法律家育成のための教育に適する人材の発見を主たる関心とすべきことは当然であるが、本研究科のアドミッションポリシーとして最も重視するのは、「熱い心」の部分、すなわち人物面である。「熱い心」の部分を一過性の試験ですべて判定することは不可能であるが、本研究科では、犯罪被害者や非行少年の支援等、人々のための活動や地域社会での各奉仕活動、あるいは、産業の現場での勤務・研修の経験が、入学者選抜に際して考慮されるべき「人物」判断の重要な素材となる。

単なる「経験」という事実自体ではなく、いかなる意識を持って日常生活を送っているかという点を知るための素材として、将来いかなる法律家になりうるかを判断する手段として、当該志願者の過去の経験を、入学者選抜に際して考慮するのである。これらは基本的に自己申告事項であるが、面接において具体的な活動状況やその活動の背後にある「人物」把握を行って、合否判定の要素として重視することにより、本研究科の理念を入学者選抜に反映させ、教育目標に適う人材の獲得を可能とする。

上記の本学の入学者受け入れの基本方針を社会的に周知させるために、本研究科では、本学主催、学外団体主催の説明会において、本研究科の入学者受け入れ方針をていねいに説明するとともに、社会人や他学部出身者に対しては、法学部出身者より不利にならない選抜及び教育を行う旨を鋭意説明してきたし、今後も同様の周知活動を行う。

本学在籍の学生に対しては、従来から文書掲示・配付などにより、法科大学院の概要や説明会、適性試験の開催などについて周知を図ってきた。今後も授業やオリエンテーションの機会を利用して、本学法学部3年生以下の者にも周知を図る予定である。また、本学では法学部以外の学部でも若干の法律関係科目が開講されており、これ以外に学生の希望に基づく他学部の開講科目の履修も可能であって、実際に相当数の他学部学生が法律関係科目を履修している。教職課程履修学生は選択必修として一定数の法律関係科目を履修しなければならない。このように、本学では従来から他学部学生が法律学に接する機会が確

保されており、このような学生の中から法曹への関心を抱く学生が出てくる可能性も期待できる。

ただし、本研究科入試に際し、本学出身者であるという優遇枠は一切ない。

本研究科としては、法曹という職を通じて他人の役に立ちたいという真摯な熱意を有する者を受け入れたいと考えており、このことを愛知学院大学法科大学院と題するパンフレットなどの本学作成文書や、本研究科ホームページ上に記載し、入試説明会に口頭で説明するなどして、周知を図っている。

選抜方法、選抜手続については、入学1次試験(法学既修者・未修者ともに共通)は、記載の通り、書類審査であり、入学志願者から提出された出願理由書、法科大学院適性試験の成績証明書、自己アピール書(パーソナルステートメント)等に基づいて総合的に判定する。

入学2次試験(1次試験合格者のみ、法学既修者・未修者ともに共通)は、午前中、①小論文試験(法律学の知識を問うものではなく、論旨の一貫性、問題の把握力、表現能力、文章力等を通して法的思考能力の素質を判定する問題。120分、1000字程度)を実施し、午後から②面接試験(志望の動機、活動実績、社会人経験の活かし方、入学後の目標等の自己アピールを通して本研究科の想定する法曹像に合致しているか否かを判断する面接)を行う。2次試験の可否は、前記①、②及び適性試験の成績に基づいて総合的に判定する。

出願に際し、既修者試験受験希望を届け出た者については、法学既修者認定試験を行う(後述(4-8・9))(愛知学院大学法科大学院学生募集要項p.1～2参照)。

受け入れ方針にかなった入学者選抜(4-2・3)

本研究科としては、法曹という職を通じて他人の役に立ちたいという真摯な熱意を有する者を受け入れたいと考えており、このことを本学作成文書やホームページ等に記載し、口頭で説明して、周知を図ってきたことから、十分に適正な入学者選抜が行われてきたと考えている。

社会人に関して言えば、現在の社会人としての生活をいったん中断して学生となるには相当の重大な決意を要するはずであり、出願に際して志望動機の一部としてそのような決意の契機の申告を求めることによって、本学の求める真摯な熱意を有する人物を見出すこととしている。

このように、法曹志願の契機と繋がり得る具体的社会経験は、学生たる地位にあり続けてきた現役学生にはあまり存在しない事情であり、法曹志願の背後にある真摯な熱意を具体的に知りうる点において、社会人は現役学生よりも有利である。

他学部出身者についても類似の事情がある。日本では他学部出身者にとって法曹志願は進路変更という重大な事態である。実際に、説明会に訪れた他学部卒業者・在籍者の多くが語る進路変更の契機の中には、本研究科の求める真摯な熱意を窺わせる者も少なくないのであり、この真摯な熱意が窺われるということは、高校卒業時に漠然と法曹を志望して

そのまま法科大学院に進学しようとする法学部出身者よりも遙かに具体的かつ強烈に、入学合否判定に結びつき得る事情である。

本研究科の選抜基準は元々このように社会人や他学部出身者に有利に働き得る点を含んでおり、これによって、得点技術習得の余裕のある現役学生や法律学の学習経験からその基礎となる論理的思考等に習熟している法学部出身者との間の実質的平等を期することにもなりうる。

客観性の担保に関して、2次試験小論文試験は、3人の教員による採点結果を合計して判定し、同面接試験も3人の教員による採点結果を合計して判定しており、1人の教員による主観的判断を避けるようにしている。小論文採点時には、採点者に答案作成者の氏名が分からないようにしたコピーを使用している。小論文試験問題は、試験実施後、公表している。面接も、面接基準を作成し、親の職業や差別に繋がる詳細な出身地などは聞かないようにしている。

本研究科には、教務委員会委員、学生委員会から選出された委員1名及び研究科主任から成る入試委員会が設置され、入学試験問題作成者・採点者・面接者等の選任及び委嘱、書類審査の実施及び合否判定(ただし、A日程入試では志願者数が募集定員の3倍、B日程入試では志願者数が募集定員の5倍を越えた場合は、法務研究科委員会が合否判定を行うことになっている。)、最終判定原案の作成、その他入試事務に関する業務を適正に行っている(愛知学院大学大学院法務研究科入試委員会規程参照)。

適正な機会の付与に関しては、前記のように2次試験(法学既修者・未修者共通)小論文試験においては法学の知識がなくとも書ける問題を出题しており、非法学出身者にも、適正な機会が与えられている。性別による差別はないし、後述(4-13)の通り、身体障がい者等にも配慮して、エレベーター2基を設置し、教室等をバリアフリー構造にし、車いす使用者が受験できるようにしている。信仰による差別もない。

入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっている。

入学者選抜試験の実施体制 (4-4)

本研究科委員会のもとに、入試委員会を設置し、入学試験の細部の実施要領をこの委員会で起案し、本研究科委員会で承認して実施する体制がとられている。

複数の入学者選抜方法の位置づけ及び関係 (4-5)

本研究科では、A日程入試(9月)、B日程入試(2月)の2回実施しているが、両入学者選抜では、それぞれに募集定員を設けており(9月に30名、2月に5名)、それぞれ独立した選抜となっている。また、選抜方法(科目、評価方法等)は同一である(本学法科大学院学生募集要項)。

公平性を欠く入学者選抜が行われていないか (4-6)

自校推薦や団体推薦等による優先枠など、公平性を欠く入学者選抜は一切行われていない。

入学者選抜に関する適性試験成績の評価（４－７）

適性試験は、大学入試センターと法務研究財団が実施しているが、本研究科に志願しようとする者は、このうちのいずれか又は双方を受験し、そのうち志願者が自ら選択した試験の結果（両方でも良い）を、本研究科に志願するに際して添付するものとする。その評価は、一方の得点を換算式によって換算し、その高得点を評価にあたって考慮することとしている。またそのような換算を行って評価することは入試要項に明記されている。これらの選考基準・修了要件等は、学生募集要項に記載されている。

法学既修者の認定等（４－８・９）

本研究科では、一般の入学試験に合格した者のうち、希望者に法学既修者認定試験を受験させるという方法により行っている。

既修者認定試験は、民法（120分、100点満点）、憲法（90分、100点満点）、刑法（90分、100点満点）、の3科目で行われ、3科目とも60点以上である者を合格者とする。3科目とした理由は、民法、憲法、刑法の法律基本3科目の試験を実施することにより、法学既修者の能力を十分判定できると判断したからである。

また、既修者の課程修了要件については、在学期間を2年、修了要件単位数を未修者より30単位少ない67単位としており、専門職大学院基準25条の要件を満たしている。

学生受入の在り方についての検証体制（４－10）

特別の体制はとられてはいないが、期末に学生の成績評価をする本研究科委員会において、在学学生の成績と入学試験の関連性について、随時協議がされている。

入学者の多様性確保への配慮（４－11・12）

本研究科は定員35名という小規模であるので、別枠選抜は技術的にも困難である。そこで本研究科としては、入学選抜に際しては、法学部出身者とその他の者を区別しない。しかし、法学未修者に分類される者であっても、実態としては相当数が法学部出身者であり、法的知識の程度において法学部出身者とその他の者との間には大きな差があることは明白であるから、社会人や他学部出身者は授業での脱落及びこれを理由とする入学試験不合格を危惧する傾向がある。これが出願の躊躇につながり、社会人や他学部出身者の確保に大きな障害になる。そこで、本研究科としては、選抜及び教育に関して社会人や他学部出身者が不利にならないように、実質的平等確保のための配慮を行い、その周知を図って前記の危惧を払拭し、出願への躊躇を除去すべく努力をしている。特に、社会人に対する配慮として、社会人ならでの、仕事を通じて培われたスキルや経験などの強みを具体的にアピールできる入試方法を採用するなどしている。また、名古屋地方裁判所、弁護士事務所などの法曹関係が密集しているビジネス街である名古屋市栄地区に開設されているサテライトセンターにて実務演習（準備・打合せを含む）を実施できる環境も設定している。

この結果、現在までの入学試験による社会人や非法学出身者の割合は下記のようになっており、社会人の割合は平成19年度入試を除き30パーセントを超え、非法学出身者の比

率は、平成19年度・20年度と30%を超えている。

入学定員、入学志願者・合格者等の状況

年度	A(人)	B(人)	C(人)	D(人)	E(%)	F(人)	G(人)	H(%)	I(人)	J(%)
平成17	35	56	40	28	80	0	7	25	14	50
平成18	35	86	63	33	94	1	9	27	12	36
平成19	35	66	49	32	91	0	10	31	7	22
平成20	35	90	52	34	97	2	15	44	13	38

注	A	入学定員
	B	志願者数
	C	合格者数
	D	入学者数
	E	定員超過率(D/A)
	F	既修者入学者数
	G	非法学部出身入学者数
	H	入学者中非法学部出身者の率(G/D)
	I	社会人入学者数
	J	入学者中社会人の率(I/D)

身体障がい者等への配慮 (4-13)

エレベーターが2基設置され、建物、教室等がバリアフリーになっており、車いす使用者による受験も可能である。

入学者及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理 (4-14) および過不足を生じた

場合への対応 (4-15)

毎年の入学者は、1学年の定員35名に対し、平成17年度28名、18年度33人、19年度32人、20年度34人であり、初年度を除いてもいずれも1～2名とはいえ定員に達していない。定員を超えて合格発表しているが、現実の入学者が定員に満たない状態が続いている。また、入学後、退学する学生も若干あり、現在も在籍定員105名に対し、在籍実員数は97名である。

休学者・退学者の状況および理由の把握・分析、適切な指導等 (4-16)

1室6～9名の個別学習室毎に担任教員が定められており、学生が休学又は退学を希望する場合には、その理由を告げて担任教員と相談し、助言を受けてから休学、退学の届け出をすることになっている。これにより、学生は学修継続についての悩みを解消することができ、教員側も休学・退学希望の理由を把握、分析し、指導することができる。

適切な学生の受け入れを達成するための特色ある取り組み (4-17)

出願書類として自己アピール書（パーソナルステートメント）の提出が必要であり、2次試験の面接においても、自己アピール書等の記載をもとに、出願者に対し、志望の動機、活動実績、社会経験の生かし方、入学後の目標などについての質問をし、本研究科の想定する法曹像に合致しているか否かを判断して入学合否判定をしている。

【点検・評価】

入学者受け入れ方針等（4-1）

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっている。

入学者選抜試験の実施体制（4-4）

入学者選抜試験の実施体制は、適切に行われている。今後とも適切な実施体制を維持・充実させるための努力をすべきである。

入学者選抜に関する適性試験成績の評価（4-7）

適性試験の成績は、適切に評価されている。

学生受入の在り方についての検証体制（4-10）

今後とも、検証体制をより充実させるように努力すべきである。

入学者の多様性確保への配慮（4-11・12）

入学試験による社会人や非法学出身者の割合が概ね30パーセントを超えていることは、法科大学院の制度趣旨に従っており、誇るべき事であるが、非法学出身者等に対する法学教育を今後ともより充実させる必要を痛感している。

身体障がい者等への配慮（4-13）

将来は、視覚障がい者、聴覚障がい者の受験も可能にする必要がある。

入学者及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理（4-14）および過不足を生じた

場合への対応（4-15）

定員割れという事態は好ましいものではないが、現実には入学手続をとる学生数を確保する効果的な手段はなく、また退学者がでた場合に、その補充を行うことは、現実には困難であって、行っていない。

休学者・退学者の状況および理由の把握・分析、適切な指導等（4-16）

休学者・退学者の状況および理由の把握については、個別指導教授の面談等を通じて行っているが、カウンセラー制度の導入の可否等につき、さらに議論を深めたい。

適切な学生の受け入れを達成するための特色ある取り組み（4-17）

今後とも、より適切な学生の受け入れを達成する方法についての特色ある取り組みを検討して行きたい。

【将来への取り組み・まとめ】

入学者受け入れ方針等（4-4）、入学者及び収容定員に対する在籍学生の管理（4-14）

及び過不足を生じた場合への対応（4-15）、適切な学生の受け入れを達成するための

特色ある取り組み（4-17）

【点検・評価】に記述したとおり、本研究科の入学者選抜は、受け入れ方針、実施体制など、法科大学院設置の理念に即して、適正に行われていると評価できると思われるが、

根本的な問題は、志願者数を十分に確保できていないというところにある。

設置初年度の平成17年度から20年度まで4年間の入学試験実施状況は、前述【現状の説明】(4-11-12)の表のとおりであり、志願者は一度も入学定員の3倍に達していない。かつ、他の法科大学院の入試日程との関係で、実際の受験者は志願者よりも少なくなり、また、定員確保を考えると一定数の合格者は出さざるを得ず、入学試験を真に選抜試験として厳格に評価を行うことが困難な実態がある。もちろん現状の説明で述べたように、透明性・公平性の点においての評価そのものは適正に行われている。しかし3年間の教育で「法曹」としての基礎を十分に習得させうる資質についての厳格な評価となっているかという点では、受験生の数と定員確保の狭間で苦悩しつつ、合否決定を行っていることを認めざるを得ない。しかも、結果的には、本研究科では、これまで4回の入試において、いずれも定員割れとなっている。

志願者数の増大をめざして、第2回目の入試では、郊外の日進キャンパスのほかに、名古屋市ほぼ中心の中区栄に所在するサテライトキャンパスで入試を行ったが、受験生を増大させる効果はなかった。第4回目には、それまで2日間かかっていた入試を1日で終わらせるよう工夫をした。その結果、志願者は90名とやや増えたが、それでも入学定員の3倍を超えるには至っていない。法科大学院の志願者数は、全国的に見て急激な落ち込みをみせており、本研究科としてはますます大きな課題を背負うことになった。

志願者数を増大させるためにもっとも重要なことは、本研究科の魅力を向上させ、受験生を引きつける法科大学院を形成すること、そしてその実績を広報を通じて社会に周知していくという以外にはない。

そのための本研究科の取組みは、本報告書の全体によって示しているが、結局、教育内容の充実ということにつきる。そのため、学習効果を十分に考慮したカリキュラムを不断に追求し、教員間の緊密な連携による教育体制を確立していくことである。

あわせて、新司法試験における実績も重要である。第1回の修了生がチャレンジした平成20年度の新司法試験において、残念ながら本研究科修了生からは合格者を出すことができなかった。このことは次の実績を生むまで、本研究科が求める志願者増にとってマイナス要因となることは疑いない。

もとより法科大学院は新司法試験の予備校ではないので、法科大学院教育のなかに司法試験対策を持ち込むことは許されない。しかし法科大学院は「法曹養成」の機関であり、法曹になるためには司法試験に合格しなければならない。したがって、司法試験に合格しうるだけの実力を涵養することを法科大学院教育のなかに適正に位置づけることは重要である。

これらのことを勘案し総合的に実施することによって、本研究科の魅力を増大させ、それを通じて、多くの受験生を引きつけ、真に選抜試験にふさわしい入試を行うこと、このことが当面の目標であり、課題である。

5 学生生活への支援

【現状の説明】

学生的身心の健康を保持（5-1）

主として、大学院生活全般における悩みを学生委員会が窓口となって対応している。また、個別学習室ごとに担当教員を配置し、きめ細かな対応ができる体制を整えている。さらに全学向の学生相談室、心理臨床・教育相談室との連携可能な体制をとっている（参考資料：学生相談室と心理臨床・教育相談室運営に関する規定等）。

専任教員毎に、主に授業終了後の時間帯にオフィスアワーを設定し、個々の学生毎の相談に応じている。利用者は直前の授業の受講者とは限らない。オフィスアワーの時間帯、利用方法については、修学案内に掲載するとともに入学時のガイダンスで周知している（参考資料：平成21年度オフィスアワー表）。

また、以上とは別に、全学年の学生を対象に、個々の学生につき学生の個人面談を実施している。毎年春学期（5月～6月）・秋学期（10月～11月）の間の一週間を利用し、部屋割り担当教員が、各部屋の学生と個人面談を実施し、学習の進捗状況、学習環境に関する要望、授業への要望等の事柄を中心に面談を実施し本研究科委員会でその内容を報告し、学生の学習環境の改善のための資料としてきた（参考資料：平成20年度法務研究科個別学習室割当ておよび担任教員、個別学習室担当教員の任務についての申合わせ、個人面談票）。相談助言の実施は、原則として面談室を利用することとしている（教員研究室を用いて実施する場合もある。なお、共用施設として、自習室、講義室と隣接して、教員と学生とが利用できる面談室を設置している）。

また、学生が心理的にも各教員へアクセスしやすいように、全教員と学生との協議会を、例年6月中旬に開催している（参考資料：教員・学生教員協議会開催通知等）。定例の協議会以外にも、適宜、学生から要望があれば協議会を持ち意見交換ができるようにしている（参考資料：第2回学生・教員協議会開催通知等）。

なお、身体的な悩みや健康の保持・増進については、大学施設内に設置されている保健センターおよびスポーツセンターによって問題・目的に応じた対応が可能となっている。保健センターは専属の医師が毎日分担で診療しており内科・外科、歯科のほか、専門医による女性健康相談や精神衛生相談も設け、学生の健康管理も支援している。

毎年春には、全学生の定期健康診断を実施し、健康診断の結果によって必要な場合には精密検査を行い、学生が卒業するまでの間の健康管理を行っている（参考資料：「平成20年度法科大学院要覧」p30）。なお、本学付属病院の利用について、診療費減免（優待）制度を行なっている（参考資料：「平成20年度法科大学院要覧」p40）。本学では「愛知学院大学災害共催会」を設置し、学生が病気・怪我・不慮の事故等があった場合にも、安心して学生生活を過ごせるように配慮している。学部生のほか大学院生も本共済会の会員とし

て各種の給付金受けることができる（参考資料：「平成20年度法科大学院要覧」p40）。

各種ハラスメントの対応（5-2）

学生委員会が窓口になり可能なかぎり適切かつ迅速に対応できるよう体制を整えている。同時に、各部屋割り担当教員が随時相談可能な体制を整えている。また、学生生活全般にわたる相談体制は、全学の制度と連携しながら整備している（参考資料：セクシュアル・ハラスメントの防止等の規則）。現在のところセクシュアル・ハラスメントに関する問題は生じていないが、仮に問題が生じた場合に生じるメンタルヘルス面への支援についても全学の体制と連携し、学生相談室と心理臨床・教育相談室において心身の健康相談を受け（保健センター）、あるいは、専門家によるカウンセリングを受けることができる体制になっている（参考資料：セクシュアル・ハラスメントに対する全学の支援体制の概要）。

学生への経済的支援（5-3）

日本学生支援機構（第Ⅰ種奨学金（貸与・無利子）、第Ⅱ種奨学金〔きぼうプラン〕（貸与・有利子）の2種類）の外に、本学独自の奨学金として、入学試験で優秀な成績を収めた者（1年次・3名）に対し、年間の授業料相当額の半額を免除する奨励奨学金制度、また、成績、人物ともに優秀かつ健康で、経済的理由により修学が困難な者（各学年・5名、平成21年度から3年生については3名）に対し年額30万円を給付する給付奨学金制度がある。それ以外にも法学部同窓会による奨学金制度（学部・大学院あわせて6名に対し年額24万円を給付する）があり、奨学生の応募窓口を設け、学生に周知している（参考資料：「愛知学院大学パンフレット2009年度版」p19、「平成20年度法科大学院要覧」pp17-18「愛知学院大学大学院法務研究科奨学金規程」）。また、法学部同窓会による奨学金制度も備えている（「平成20年度法科大学院要覧」p39）。

また、本学とUFJ銀行が提携し、入学金、授業料、生活費の資金として活用を希望する保護者に対し、10万円以上500万円以下を無担保で融資する（年利3.675%）UFJ提携教育ローンもある。

その他、中部地区の法科大学院の入学者の中からNP0が選抜する奨学金制度として「ロースクール奨学金ちゅうぶ」がある。これは将来弁護士過疎地域で弁護士になる意思のある者を対象にした制度である（「愛知学院大学パンフレット2009年度版」p19、「平成20年度法科大学院要覧」pp17-18）

身体障がい者等への配慮（5-4）

本研究科では、すでに身体に障がいのある学生を数名受け入れている。学生数が少人数で、1クラスの規模も小さいことから、学生一人ひとりを教員、事務が把握しやすい状況にあるので、障がいの事情を把握し、個々に対応している。本研究科は、障がいのある学生に対し十分なケアが行き届く環境にあり、修学に際しての受け入れ態勢は用意され、実際に数名の障がいある学生が修学している。学生の要望を聞きながら可能なかぎりより良い学習環境を提供できている。現在いる肢体に障がいのある学生からも「バリアフリーが

行き届いているため他の公共施設の多くで感じるような不便について本学の学生生活の中では感じたことがない」旨の回答を面談等から得ている（参考資料：「平成20年度法科大学院要覧」pp43-47）。

進路選択についての相談体制（5－5）

学生委員会が窓口となって学生からの学生生活全般に関する相談事を受け付けている。また、具体的な相談にあたっては、部屋割り担当教員ならびに学生委員会が中心となって、授業内容以外に関する学生からの生活相談を受け、相談・助言を行っている。さらに、当該学生の指導教員が、面談の際等において実際に相談を受け必要な助言を行っている。ここでは、受験について、あるいは進路選択などの指導についても対応している。なお、全国法曹キャリア支援プラットフォームについても参加をし、学生の就職支援に対応している（参考資料：全国法曹キャリア支援プラットフォームに関する資料）

【点検・評価（長所と問題点）】

学生の心身の健康の保持（5－1）

以下の理由から、学習相談、助言が適切に行われているといえる。

専任教員毎にオフィスアワーを設定し、その周知を徹底している。また、全学生を対象として定期的な個別面談を実施するとともに、その内容について学生委員会で検討している。また、全学生について部屋割り担当教員による指導教員制を採用し、相談助言を実施するための場所を充実させ、それをスムーズに行えるよう努めている。学生面談の場において、学習支援に関する要望を学生から聞くとともに、それを学生委員会において報告し、学生の学習環境の改善のための資料としてきた。定期的に、学習支援に関する要望を学生から聞く機会を確保し、それを検討する場を設けていることから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているといえる。

相談体制について相談専門員はいないが、学内には心理学科によって運営されている専門的な相談施設も備えており、常に学生からの相談に対応しやすい環境を提供できている。身体的健康の維持・増進についても専門家によって適切な対応がとれるよう整備されている。

各種ハラスメントへの対応（5－2）

以下の理由から、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制が整備され、機能しているといえる。メンタルヘルス関係において、全学的に、専門家によるカウンセリングを受けることができる体制になっている。セクシュアル・ハラスメントに関しては、全学的に、セクシュアル・ハラスメント相談員が置かれており、その存在が周知されている。全学的に、「相談窓口」が設けられており、上記以外の相談も受け付ける体制がとられている。本法務研究科の学生委員会と当該学生の部屋割り担当教員が、学生から生活相談を受け、相談・助言を行っている。

学生への経済的支援（5－3）

以下の理由から、学生の経済面の援助が適切に行われているといえる。

日本学生支援機構その他の奨学金制度を採用するとともに、地元銀行の低利の教育ローンを利用できるよう取り計らっている。授業料や入学料について、家庭状況や学力等を考慮して、免除または支払猶予する措置がとられている。各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途が適切にとられている。各種奨学金へのアクセスを可能にさせるため大学院事務室にある研究科掲示板、入試要領、入学案内パンフレット、学生要覧、ホームページ、法学同窓会報等により在学生への周知徹底に取り組んでいる。

身体障がい者等への配慮（5－4）

以下の理由から、身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備がされているといえる。学習環境全般（エレベーター、教室、自習室、トイレのほか、自動車通学の障がい学生のために講義棟に近い駐車可能なスペースを確保する等）がバリアフリーになっている。障がいの事情を把握するとともに障がいの状況に応じた対応をとることが可能であるため、学習支援を適切に行うことのできる状況にある。

進路選択についての相談体制（5－4）

以下の理由から、学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備がなされているといえる。進路相談について、全学的に、進路選択に必要な情報の収集・管理・提供等を行っている。本法務研究科の学生委員会と部屋割り担当教員らが、学生から生活相談を受け、相談・助言を行っている。「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」に参加し、職業支援体制を強化するよう努めている。インターンシップを必修とすることで修了後の進路の可能性を確保し、地元での就職支援、あるいは実務家による助言体制が整備されている。

【 将来への取り組み・まとめ 】

学生の心身の健康を保持（5－1）

定期的に、学習支援に関する要望を学生から聞く機会を確保しているものの、学習支援に関する学生のニーズを適切に把握することができる体制づくりには限界はなく、なおいっそうの強化が必要である。

各種ハラスメントへの対応（5－2）

セクシュアル・ハラスメントを含め、各種ハラスメントに対応するためのきめ細かな全学的な支援組織体制の整備、強化が必要である。

学生への経済的支援（5－3）

今後は、成績優秀者の授業料を免除する等の特待生制度を導入し、いっそうの経済的支援の強化が必要である。学生への情報伝達の周知については、現在可能な限りの手段を講じているが、今後は更に効果的に活かすようにより多くの情報を伝達するよう取り組む。

身体障がい者等への配慮（5-4）

障がいのある学生に関しては、テイクノートや文字情報による資料の配付など障がいの事情に応じた対応をとることができるよう配慮する必要がある。

進路についての相談体制（5-5）

他の研究科に在籍する大学院生向けに毎年、新年度当初に行っている大学院生を対象とした就職ガイダンスに本法務研究科修了生を視野にいれた就職支援体制を、キャリアセンターとの連携によって実現する必要がある。また、法学研究科との連携も考えた修了後の進路選択の拡大のための学内組織の連携体制の強化が必要である。

6 施設・設備、図書館

【現状の説明】

講義室、演習室その他の施設・設備の整備（6-1）

本研究科研究棟は、図書館情報センター西側に増設した建物7階建てのうち3階以上が独立専用棟（延べ床面積3,509㎡）として位置している。本研究科の専用部分については、空調関係、専用の夜間入退室カード対応のセキュリティー関係等が独立して設置管理されており、本研究科教員および学生の専用として24時間の利用を前提とした設計となっている。

各教室および研究室等の施設概要は次のようになっている。

7階：法務研究科科長室、法務研究科事務室、講師控室：1室、印刷室、倉庫、
面談室：2室（1室：8名収容）

教員研究室：12室

6階：教室（36人収容3室）、ゼミ室（24人収容1室、12人収容3室）

会議室（兼ゼミ室24人収容）

教員研究室：4室

5階：教室（36人収容3室）、ゼミ室（20人収容1室）、

個別学習室：7室（1室：10人収容）

4階：教室（36人収容2室）、パソコン室（PC41台、カラープリンター2台）、

個別学習室：8室（1室：10人収容）

3階：専用図書室（52席）、法廷教室（89.1㎡）

いずれの教室・ゼミ室も机等はすべて可動式となっており、科目の特性や履修者数に合わせて、効果的な授業が実施できるようにレイアウトすることが可能である。また、4・5階の2教室は可動式隔壁となっており、72人収容の中規模教室とすることもできる。なお、5階の72人収容の中規模教室は最新のAV機器を備えたマルチメディア対応教室（MM教室）となっている。

また、実務基礎科目である「民事法実務演習Ⅱ」「刑事法実務演習Ⅱ」の模擬裁判を実施するための法廷教室は本研究科の専用施設として設置している。傍聴席数は44席であるが、将来の裁判員制度導入後の演習にも対応出来るようになっており、裁判シュミレーションや高度な実務感覚を養う場所としている。

学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保（6-2）

院生専用の個別学習室を4階に8室（1室：10人収容）5階に4室および修了した研修生用に3室の計15室設置している。1室の主な設備は、個人別のキャレルデスク、ロッカーおよび書架を設置している。また情報インフラとしては共用PC1台とプリンターおよ

び情報コンセントを各机に設置しており、本学のネットワークを介し「TKC法科大学院教育研究支援システム」を随時利用することが可能となっている。この個別学習室の利用については、現在学生証とは別に個々がキャンパス・パス（入退室カード）で行っており、24時間利用を可能としている。

各専任教員に対する個別研究室の用意（6-3）

本研究科専任教員の個別研究室は、6階に4室、7階に12室の計16室があり、各研究室の広さは平均で25㎡である。既設の教員研究室より平均2㎡ほど広い。また、空調関係も各室独立しており極めて住環境は良い。また非常勤講師のためにパソコン1台・応接セット・ロッカーなどを備えた控室（約25㎡）を7階に1室用意している。

情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備（6-4）

ネットワーク関係は、本学「ネットワークセンター」が、情報処理教育関係を「情報処理教育センター」が全学的に主管している。IT環境の充実度も高く、日進学舎（日進市）と楠元・末盛学舎（名古屋市内）および名古屋の中心部にある栄サテライトセンターの4ヶ所にわかれているキャンパス間には高速ネットワークが構築されており、これをバックグラウンドとした情報処理教育も900台以上のパソコンを利用して行っている。本研究科の専用パソコン室は、独立専用棟の4階に設置し、41台のパソコンと2台のカラープリンターがある。特に教育研究用として、平成17年度から平成19年度までは第一法規リーガルリサーチシステム（法科大学院教育研究支援システム）を、平成20年度よりTKC法科大学院教育研究支援システムを導入している。また、平成18年度からは、本研究科用に独立して開設されているホームページ上に「掲示板」を新たに開設した。これは学生と教員がレポートや予習・復習などについて自由に閲覧し書き込むことができるもので、時間や空間などに制約されずに双方向で行うことができる。

身体障がい者等のための施設・設備の整備（6-5）

本研究科の所在キャンパスである日進キャンパスでは、全学的に点字ブロック・自動ドア・スロープ・エレベーター・専用トイレ・駐車場の設置を行い、バリアフリー化を推進している。特にロースクール棟は、本学では、最新の施設・設備を設置し、身体障がい者等に配慮した構造になっている。

施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮（6-6）

施設・設備の維持・管理運用については、本法人「財政部・管財課」の管轄とし、全学の施設・設備を一元的に統括している。学生の施設・設備面に対する要望等については、直接本研究科事務室が対応し、可及的速やかな処理を必要とする事項については管財課に依頼している。また、予算的処置が必要な事項については、本研究科委員会にて協議し処理を行う。また、施設・設備の安全管理については、電気関係は主任技術者・工事士・エネルギー管理者、ボイラー関係は技士・整備士、危険物関係は取扱免許取得者、冷凍機関

係は取扱責任者、衛生・環境関係は管理技術者・浄化槽技術管理者・浄化槽管理士・水道技術管理者、建築関係は建築士・設備点検資格者・検査資格者、消防関係は防火管理者・設備点検資格者・整備士、廃棄物関係は管理責任者を学内に配置し、関係監督官庁への許認可届出のほか常時測定・検査を行い安全衛生管理に努めている。特に、環境保全については、緑化の拡充、コージェネレーションの委託導入、省電力型照明器具の採用等の対応、汚水処理場を独自に完備するなど省エネルギー対策、水質環境保全を実現している。なお、廃棄物については、発生抑制・再利用・再生利用の適正処理を行っている。

図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備（6-7）

日進キャンパスに大学のメインライブラリーとして、図書館情報センターを設置し、楠元キャンパスに歯学研究科も対象とした歯学・薬学図書館情報センターを設置している。それぞれに機能と役割を分け、研究目的に沿った資料の収集、利用の向上を図っている。図書館情報センターでは、平成16年度に新館の増築、本館の改修を実施した。図書資料の保管については10年先を想定して計画したものであるが、今後も引き続き最善の方法を検討し、内外にわたって注目される図書館情報センターとなることを目標とする。

メインライブラリーである日進キャンパス図書館情報センターの図書資料収容能力冊数は約115万冊である。内訳は閲覧室の開架図書資料が約15万冊、書庫（積層式6層）全体の図書資料は約100万冊収容できるようになっている。平成15年度に新館を増築するにあたり、開架の図書の棚を約10万冊分増設した。現在の開架図書資料は収容能力の3分の2の約10万冊、同じく書庫内図書資料は約55万冊保存している。なお、その他、視聴覚資料の内、ビデオテープなど約2万タイトルを館内の保管室にて保存し、そのうちマイクロフィルム資料については、新館地下1階にマイクロフィルム保管室（収容能力5万リール）を設置し、現在、約1万5千リールを保存している。さらに新館地下1階には、貴重資料室を設け、本学図書館情報センターの貴重資料を保存しており、マイクロフィルム保管室・貴重資料室とも一定の温湿度を保つように管理している。また、現在35種類のデータベースを提供しているが、このうち法学関係のデータベースは9種類あり、本研究科の学生も全学と共同で利用している。

本研究科専用図書室は完成年度である平成19年度末には、予定の7,000冊弱を開架できた。この専用図書室は、図書館情報センター3階の法律学関係の図書約30,000冊を開架しているローライブラリーと直接結ばれており、本研究科の教員・学生のみが両施設を利用することができる。

図書館の開館時間の確保（6-8）

メインライブラリーの図書館情報センターは月曜日から金曜日までは、午前9時から午後8時まで開館をしている。土曜日については午後12時までである。原則日曜・祝日は休館である。

本研究科の専用図書室については、24時間利用でき、かつ、休館をすることはない。本研究科の学生にとって図書室の利用時間は現状では確保されている。

国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備（6-9）

他大学との相互利用に関して、本学図書館情報センターが、平成12年10月に中部大学附属三浦記念図書館・愛知学院大学図書館情報センター・南山大学図書館の3大学3館にてCAN私立大学コンソーシアムを設立したことである。CAN私立大学コンソーシアムは、現在、本学の歯学・薬学図書館情報センター及び南山大学瀬戸図書館を加え、3大学5館に拡大した。

CANは「できることをできるところから」(CAN) をキャッチフレーズに、各図書館共通の目的や利益を達成するために共同で活動している。平成13年度からは、図書館相互利用サービスを開始し、互いに図書の相互利用を、送料無料で実施している。

法科大学院については、現在のところ地域の他法科大学院との相互利用については、実施されていないが。上述のシステムの利用については、本研究科の学生についても学部学生同様に利用環境を保障している。

施設・設備の整備に関する特色ある取組み（6-10）

本研究科では、独立専用棟を使用しており、施設・設備については完成年度に向けて年次計画通り充実を図ってきた。法科大学院としての特徴的な設備が、模擬法廷教室である。本研究科の必修実務基礎科目である「民事法実務演習Ⅱ」「刑事法実務演習Ⅱ」の模擬裁判を実施するための専用施設として設置している。傍聴席数は44席であるが、将来の裁判員制度導入後の演習にも対応出来るようになっており、裁判シュミレーションや高度な実務感覚を養う場所としている。

【点検・評価（長所と問題点）】

講義室、演習室その他の施設・設備の整備（6-1）

本研究科の施設・設備の大きな特徴として、本研究科棟が他の学部棟・研究棟から独立した建物となっていることである。24時間利用を前提としている本研究科では、安全面・管理面から見て単独でおこなうことができることが、大きなメリットとしてあげられる。本研究科は1学年の定員が35名という少人数であるところから、講義室の設計はこの定員に合わせて作られているが、MM教室については隔壁をはずせば70人以上を収容でき、講演等も行えるようにしている。

法科大学院棟については、当初より完成年度である平成19年度の学生総数105名を想定して、個別学習室等の施設・設備は十分に法曹教育の多様化に対応できる設計となっている。この棟は24時間利用を前提としており、空調関係など快適なキャンパスライフの環境は非常に充実したものとなっている。講義室、演習室その他の施設・設備の整備につい

ては弾力的に設定を図り順次推進してきたので、現在のところ、特に改善すべき点はない。また、施設・設備の維持・管理体制については、学内関係者に徹底を図っているため、現状では特に改善策すべき点はない。

図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備（6－7）

法律学関係の図書・雑誌等について云えば、図書館増築棟の3階に図書・雑誌が集中的に開架されている点を上げることができる。ただし、メインライブラリーであるので全学的な利用を目的としたものであり、入門書から専門書まで幅広い構成となっている。本学では、図書館情報センター運営委員会が年次計画を審議し、予算を各学部に分配している。本研究科の整備費については、設置申請時の計画通りに予算を計上し、本研究科委員会が予算執行している。本研究科専用の図書室は、3階部分で結ばれており、本研究科の教員・学生のみが両ライブラリーを利用することができる。

近年、電子媒体はインターネットの拡充と高速化に伴って急速に進展してきている。特に学外の民間商業用データベースの充実、法学関係をも含み、各種セールスされている。ただし、この外部データベースの欠点は、導入価格が高い事である。よって本研究科においてもTKCの支援システム1種類のみ契約であり、複数のデータベースを契約出来ない点が現状としての問題点である。

【 将来への取組み・まとめ 】

講義室、演習室その他の施設・設備の整備（6－1）

将来の取組みとしては、講義室、演習室を含め施設・設備の本研究科としての全体的な構想は特になし。パソコン関係等の情報インフラについては、消耗年数は限定されており平成21年度以降に順次交換していく。その他、特に現時点で取り組むべき課題は見当たらない。

図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備（6－7）

本研究科専用図書室の充実計画については、完成年度以降についても図書購入経費の確保と新たに出版される法律関係の電子媒体の購入などの予算的措置を取っている。また、メインライブラリーである図書館情報センターにおける法律関係の図書・電子媒体を含む各種資料の整備についても本研究科委員会が提案し充実を図る。平成20年度5月現在、本研究科学生委員会が法科大学院専用図書室の更なる充実を図るため図書館情報センターと緻密な連携がとれるよう検討している。

7 事務組織

【現状の説明】

事務組織の整備と適切な職員配置（7-1）

本大学大学院は、文学・心身科学・商学・経営学・法学・総合政策・歯学・法務研究科の8研究科を有しており、各研究科に研究科長・研究科主任を置き、研究科の管理運営を行っている。また、事務組織として、文学・心身科学・商学・経営学・法学・総合政策研究科の6研究科を一括して「大学院事務室」が、歯学研究科は「歯学部事務室」が、法務研究科は「法務研究科事務室」が教学事務を取り扱っている。

歯学研究科を歯学部事務室が取り扱っているのは、その所在が楠元学舎である距離的立地条件と学問領域が歯科医学である点があげられる。本研究科は他の既存の研究科と同じ日進学舎に所在しているが、法曹養成目的に特化した法科大学院である点から、既存の大学院事務室とは別に事務室を設置している。

本研究科事務室は、事務長（兼任）・事務長補佐（兼任）・事務職員2名の計4名の配置から平成20年度定期人事異動により教務部次長〔大学院担当〕（兼務）の下、事務長（兼任）・専任事務職員1名と派遣事務職員1名の計4名の配置となっている。本研究科の入学定員は35名であり平成20年度の在籍者数は正規生97名、平成20年3月に本研究科を修了し、研修生となった非正規生20名である。日常的な学生との窓口業務については、2名の事務職員が対応している。

本研究科事務室と大学院事務室との連携関係は、本研究科の開設準備を大学院事務室が行っていた関係上、また「愛知学院大学事務システム」（教学業務の電算処理システム）も共通項が多く密接に連携を行っており、いわば補完体制の機能も併せ持っている。

事務組織と教学組織との有機的な連携（7-2）

本研究科の管理運営および教育研究に関しては、本研究科委員会が全ての責任を負う。平成20年7月から新執行部体制の元で原則として、本研究科委員会開催の1週間前に、研究科長・研究科主任・学生委員会委員長・愛学リーガル・クリニック担当教授・教務部次長・事務長等による本研究科執行部会議を開催している。この執行部会議に事務職が積極的に参画することにより法科大学院の適切な運営が行われるよう教職協働体制が整えられている。

本研究科委員会における審議事項は、教育課程に関することから人事に関すること、その他重要な事項まで非常に幅広かつ多岐にわたっているが、事務職が参画することにより審議決定事項に関する事務処理が迅速化でき、また、窓口業務による学生からの要望事項についても委員会審議事項として上申も速やかに行うことが可能である。特に予算面で可及的速やかな処理を要する事項については、当該部課署との連携を図る上で、事務職の参画は欠かせない。

事務組織の適切な企画・立案機能（7-3）

本研究科事務室は、行政事務処理、教員の教育活動の支援業務などの日常の運營業務とともに、日常的に学生の募集、入試の改善、カリキュラムの見直し、学生の奨学金、修学支援に関すること、施設利用の調整・施設整備、学生生活への対応などの事務職としての意見集約・問題解析・改善に向けての方法案を策定し、進学相談会、本研究科学生委員会、本研究科執行部会議、本研究科委員会、大学院委員会等の行事・会議等へ出席し教員と連携協力のもと本研究科運営の企画立案に参画し事務職としての機能は果たしている。

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み（7-4）

本研究科事務室では、庶務、会計、入試、学生、教務、就職、教育研究支援等の複雑多岐な複合業務の処理を行いつつ、法人全体の事務職員を対象とした研修等に参加させ、資質の向上に努めている。この研修等については、事務職員研修企画運営委員会主催の課長職以上の管理職を除く職員に研修として、他職場の業務を理解させ自らの業務遂行に活かすとともに、情報の収集・意見交換、学内業務の体験等を通じ自主的な啓発と法人全体の業務の理解を深める目的で「他職場実地研修」を義務付けているほか、大学事務システム実務委員会主催のエクセル・ワード・パワーポイント等の事務処理上使用するパソコンソフトの講習会を開催している。また、係長以上の役職者には多角的視点から「人事考課」による自己点検を行っている。

法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取り組み（7-5）

本学においては、歯学研究科を除き、日進学舎に所在している6研究科には研究科毎に事務組織を設けず、「大学院事務室」が6研究科全体の事務処理を行っているのに対し、本研究科は、法曹養成を目的とした法科大学院である点から、研究科長・研究科主任の指揮・監督の下で一連的な事務処理を行うための事務職員を配置した独立の事務部局の「法務研究科事務室」を設置している。

【点検・評価（長所と問題点）】

事務組織の整備と適切な職員配置および事務組織の適切な企画・立案機能（7-1）、

(7-3)

本研究科は日進学舎に所在している本研究科を除く6研究科の事務処理を行っている大学院事務室とは別に単独事務室を設置し、教務部次長〔大学院担当〕(兼務)の下、事務長(兼任)・事務職員2名の4名体制となっている。日常業務は2名の事務職員がすべてを対応しているが、各種委員会等の教務部次長、事務長の参画が充分でないところもある。

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み（7-4）

既修学生、未修学生、社会人等多様な学生の入学から修了・司法試験合格までに必要な支援サービスの全ての業務処理を本研究科事務室において行っている。更に教育の進展により事務内容が複雑多岐となってきたが、全学の業務説明を含めた教養的研修会、各

業務の専門的知識の修得を目的とする研修、各職位としての研修などについては、法人全体として取り組む必要がある。

【 将来への取組み・まとめ 】

事務組織の整備と適切な職員配置および事務組織の適切な企画・立案機能（7-1）、

（7-3）

本研究科事務室は、大学院事務室とともに教務部所属の事務室としての位置付けのもと運営を行っている。現状および点検・評価（長所と問題点）のようにすべての業務を本研究科事務室で処理するのは困難な状況である。将来的には、全事務職員を専任として配置したいが、当面の対応策として、共通する業務については関連部署の協力を求めつつ合理的・効率的な体制を作る。

職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組み（7-4）

事務職員の能力は向上しつつあるが、事務職員に付託された情報活用能力、中長期的視点での企画・立案能力、経営能力等のさまざまな要請や新たに生じる分野の専門知識に応じその役割を果たしていくため、学外の状況を常に把握し、且つ専門的能力を身に付けた職員養成として、学内はもとより学外の現況紹介・全学の業務説明を含めた教養的研修会、各業務の専門的知識の修得を目的とする研修、各職位としての研修会などの開催要請及び参加を促す。

8 管理運営

【 現状の説明 】

管理運営組織に関する規程等の整備（8-1）

整備している規程等は以下の通りである。

- (1) 愛知学院大学大学院学則
- (2) 愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学則
- (3) 愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)研究科長及び主任選出規程
- (4) 執行部会内規
- (5) 教務委員会規程
- (6) 学生委員会規程
- (7) 愛知学院大学大学院法務研究科入試委員会規程
- (8) 法科大学院専用図書室の図書選定・管理に関する内規
- (9) 愛知学院大学大学院法務研究科修学規程
- (10) 法務研究科既修単位の認定に関する取扱内規
- (11) 愛知学院大学大学院法務研究科奨学金規程
- (12) 愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会規程
- (13) 愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)学外評価委員会規程
- (14) 個別学習室の利用に関する原則
- (15) 個別学習室担当教員の任務についての申合わせ
- (16) 愛知学院大学法科大学院教員採用規程
- (17) 成績判定に関する異議の申立てについて(内規)
- (18) 修了試験の実施及び判定に関する内規(学則19条、20条関係)
- (19) エクスターンシップに関する規程
- (20) 愛知学院大学法務研究科研修生内規
- (21) 愛知学院大学大学院法務研究科広報委員会規程
- (22) 学修相談についての申し合わせ
- (23) 愛知学院大学大学院法務研究科調査委員会設置要項
- (24) 法律実習にける守秘義務の遵守について
- (25) 最終試験に関する内規
- (26) 愛学リーガル・クリニック規程
(法務研究科委員会)

愛知学院大学大学院学則第2条第2項に基づき、本法務研究科(法科大学院)(以下「本研究科」という。)の組織及び運営について、愛知学院大学大学院法務研究科(法科大学院)

学則が制定され、同学則第27条は本研究科委員会の審議事項として以下の6項目を挙げており、本研究科の管理運営に関する事項全般に関して審議しあるいは決定する権限が認められている。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学、休学、退学、修了、除籍及び賞罰等に関する事項
- (3) 試験及び履修単位に関する事項
- (4) 自己評価及び学外評価に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) その他重要な事項

研究科委員会は、本研究科の意思決定機関であり、従って、運営、管理の方針を有する機関として位置付けられている。

(研究科長及び主任)

本研究科には、執行機関として、研究科長及び主任(教務委員長を兼職、以下同じ。)を置く。研究科長は学長のもとで、本研究科の学務を管轄し、本研究科の責任者として研究科委員会の決議に基づいて、管理運営に当たる(同学則22条)。主任は研究科長を補佐するとともに、管理運営に関する事務を掌理する(同23条)。

いずれも任期は2年で、研究科委員会によりその構成員の中から選任される。ただし、再任を妨げない。

(事務組織)

本研究科には、具体的な事務処理を行うために事務職員が配置される。この事務職員は事務長を含め3名を常勤職員としておく。元来、本学においては、各研究科毎に個別に事務局を設けることをせず、「大学院事務室」と呼称される単一の事務局により、事務処理にあつたっている。これに対して、本研究科については大学院事務室とは別に専属の事務室を設けている。

教学及びその他の重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重(8-2)

独立大学院としての本研究科については、本学大学院から独立した組織として設置されている。とくに全学に共通する事項については全学大学院委員会における協議ないしその議を経ることが必要となるが、本研究科の学則改正(但し、学長の承認事項・同研究科学則45条)を含めて、その運営について全学大学院委員会の議決は不要となり、他の大学院研究科の場合とは、その取扱いが明確に区別されている。本研究科の教育、管理運営に関する事項についても、専ら研究科委員会の議決により自律的に決定できることになっている。たとえば、本研究科のカリキュラムは、専ら本研究科のみについて定める法務研究科学則により定められているため、その改訂は本研究科委員会の決定で行うことができ、全学大学委員会の承認を必要としない。この意味でも、本研究科の独立性が貫かれているといえる。

人事権の所在についても、教員の人事は専ら本研究科において決定できる。従って、講義、演習の担当者の決定について本研究科委員会の議決のみにより決定でき、非常勤講師の選定も本研究科のみの判断でなされることになる。非常勤講師の委嘱は、形式的には大学名でなされることになるが、依嘱の可否の実質的な決定権は専ら本研究科委員会が保有する。本研究科の専任教員の新規採用にあたっては、その選定については全学大学院委員会の議を要しないので、実質的な選定権は本研究科のみに認められることになっている。

法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性（8-3）

研究科長は、本研究科の構成員であって優れた研究業績を持ち、教育行政に関する深い識見と職務遂行への指導力を有する者を、本研究科委員会において選出し、研究科長候補として学長に報告、学長はその候補者を法人理事会に推薦し、理事会が発令することになっている。詳細については、愛知学院大学大学院法務研究科（法科大学院）研究科長及び研究科主任選出規程により定められ、本研究科委員会で研究科長の任免について決定し、適切に運用している。同規程によれば、互選は、単記無記名投票により本研究科全専任教員（特任教員を含む。）総数の3分の2以上の者が出席し（同2条）、本研究科教授またはその予定者（いずれも、特任教授を除く。）の内から（3条）、総数の過半数の票を得た者を当選者とする（8条）。なお、当選者がいないときは、上位得票者を対象に再投票を行う（9条参照）。

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担（8-4）

本研究科と法学研究科及び法学部は、法学の専門科目を共通にするところから、日常的にも、互いに学内非常勤を分担しあう関係にあり、近時においては、両研究科長と法学部長との三者協議に基づき、相互に連携をとり研究会等も共同で行っており、ゆくゆくは合同教授会への発展を展望している。

なお、本研究科にとって、特筆すべきこととして、本学が総合大学としての長い蓄積を有するもののうち、歯学部をはじめ文学部の宗教学科、心身科学部の心理学科の分野に在籍する多くのスタッフの中から、学部を超えた協力を得て、この分野のオリジナル科目を多数開講して、特色ある法曹養成のカリキュラムを用意できている。すなわち、学生が「人間とはどのような存在であるのか」についての理解をより深めるために、「社会心理学」、「カウンセリング」、「坐禅」、「法歯科学」等の本学ならではの科目開設に至っている。

教育研究活動の環境整備の為に財政基盤及び資金の確保（8-5）

財源確保については、本研究科の創設及び今日に至るまで、大学本部（法人理事会）の全面的バックアップのもと、教学充実のために特段の体制が学内の手続きを経て予算化され、当初の設置段階のみならず長期的視野のもとで実現している。ちなみに、専用図書室について、完成年度までに必要文献の整備を終えた後、その後の新文献整備のため配分額は、毎年度450万円となっている。

教育研究に関する予算については、経常経費及び緊急を要する経費ともに本研究科固有

の予算枠を割当てる予算手続きが確立している。これについては、本研究科委員会で予算案を決定し、事務部の決済を経て法人理事会の承認事項となっており、簡便かつ迅速な運用が可能となっている。

管理運営機能・あり方等の充実を図るための特色ある取り組み（8-6）

本研究科における日常業務の円滑な執行のために、研究科長、研究科主任、学生委員長、愛学リーガル・クリニック担当教授、教務部次長（大学院担当）および本研究科事務長の6名による執行部会を設置している。執行部会は、本研究科の運営その他に関わる重要事項について、本研究科委員会に諮る議題等の整理を定期的に行うなど日々の管理運営等の充実に努めている。

【点検・評価（長所と問題点）】

管理運営組織に関する規程等の整備（8-1）

本研究科の管理運営に関する規程等が整備されているといえる。

教学及びその他の重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重（8-2）

本研究科の決定が、一定の手続きを経ることを条件に尊重されていると評価できる。

法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性（8-3）

本研究科固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されていると評価できる。

法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担（8-4）

特に本研究科と関係する学部・研究科等が設置されており、それらとの連携・役割分担は適切に行われており、法律基本科目担当教員の兼担が解消されており、将来の合同教授会の開設等により一層の連携・役割分担の充実が期待される。

教育研究活動の環境整備の為に財政基盤及び資金の確保（8-5）

本研究科の教育研究活動の環境整備のため、全学を挙げての特段の財政支援の下で、十分な財政基盤および資金が確保されていると評価できる。

管理運営機能・あり方等の充実を図るための特色ある取り組み（8-6）

本研究科学則をはじめとして、各規定を整備することにより各種委員会の役割と責任体制の明確化に努め、日々の管理運営の合理的で機能的な活動がなされているものと評価できる。

【将来への取り組み・まとめ】

管理運営に関する規程等の整備

制度上本研究科の独立性が保障されているため、管理運営の適切化に向けた合意並びに制度および規則の制定等については、速やかに対応できる体制ができている。当面、本学

法学部および法学研究科との合同教授会の設置に向けて、平成21年度には学内非常勤講師の教員との合同教員会議の設置および設置規定を整備することとしている。

9 点検評価等

【現状の説明】

自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づ

いた自己点検・評価を実施しているか（9-1）

自己点検・評価のための組織としては、研究科内組織としてのFD委員会および学外組織としての第三者機関がある。前者は、本研究科において最初から設置されている唯一の委員会であり、研究科長および研究科主任もそのメンバーとなり、最も重視されている。また第三者機関として、本研究科FD委員会が行う自己点検・評価に関して助言をすることによって本研究科の質的向上を不断に図ることを目的として、（9-5）に後述する「学外評価委員会」が学則第6条第2項に基づいて設置された。

自己点検・評価の主要な実施方法は、毎学期末（ただし、平成20年度秋学期は学期途中）に行う学生による授業アンケートであり、その項目は前記FD委員会により、学年進行に伴い、また過去の経験をもとに、絶えず検討が加えられている。回収率を上げるための努力も行われている。

自己点検・評価の結果を広く公表しているか（9-2）

授業アンケートの集約・分析はFD委員会の重要な任務の一つであり、その結果は本研究科委員会に報告されるとともに、前記学外第三者機関にも提出され、その意見を求めている。また学生の個別学習室にも配付されている。

自己点検・評価および認証評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び

付けるためのシステムを整備しているか（9-3）

これもまたFD委員会の任務と位置付けられている。学生による授業アンケートの結果を、教育水準を落とすことなく、しかも学生の要望にいかに応えかを中心として、教育研究活動にいか反映すべきかを不断に検討している。FD委員会としては、分析結果に改善すべき問題が含まれているときには、関係者にその点に留意するよう促すことを行っている。今のところ個人の対応によって点検・評価の教育研究への反映はかなりの程度行われていると考えている。

自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けてい

るか（9-4）

上述の通り、今のところ、各自の対応によって相当程度有効に結び付けられていると言うことができる。

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取り組みを行っているか

（9-5）

教員が独善に陥らないよう、外部から一般社会の良識という視点から、授業アンケートの集約・分析および教員による自己点検・自己評価に関して適宜アドバイスを行うものと

して、学外評価委員会が置かれている。

同委員会は、平成17年12月、平成18年1月及び3月に、元名古屋弁護士会会長 那須國宏、日本仏教会顧問弁護士 長谷川正浩、日本食品機械工業会会長 尾上昇および本学法学部同窓会会長大矢孝彦各氏を学外評価委員として開催され、学内委員から研究科の現状について種々説明をし、現状についての検討が行われた。その報告書取りまとめのための委員会が平成18年5月に開催され、同年6月20日付けで「学外評価報告書」が提出されている。

学外評価委員会は、さらに平成20年6月に開催され、その後の研究科の状況報告と並んで先に提出された報告書に対する研究科の回答が行われた。

平成20年10月、第2次学外委員が次の諸氏に委嘱された。志村清一氏（中日新聞社論説主幹）、佐分晴夫氏（名古屋大理事・副総長）、田中清隆（弁護士・元名古屋弁護士会会長）、大矢孝彦（元法学部同窓会長）。

【 点検・評価（長所と問題点） 】

自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づ

いた自己点検・評価を実施しているか（9-1）

実施体制については特段の問題はない。学外評価機関を設けている点は大きな特色と評価することができる。評価項目については絶えず検討が加えられている。

自己点検・評価の結果を広く公表しているか（9-2）

前記のようなFD委員会による分析結果の本研究科委員会での配付や個別学習室への配付といった公表方法は、問題がないわけではない。1年先の授業に生かされているかの検証がおろそかになる可能性があり、改善の余地がある。アンケートに基づく各教員の自己評価については全く公表されてはいない。

自己点検・評価および認証評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び

付けるためのシステムを整備しているか（9-3）

各教員の判断で行われている現状で相当程度反映されていると評価することができる。

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取り組みを行っているか

前記の学外第三者機関が設けられ、現実に活動している。ただし、意見書の公表は本研究科委員会での言及にとどまっており、学外委員が多忙の中わが法科大学院のために時間を割いて意見をまとめられたものであり、いわば唯一の学外評価機関の意見尊重という視点からは、それを尊重することができるような公表方法が望ましい。

【 将来への取組み 】

自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づ

いた自己点検・評価を実施しているか（9-1）

授業アンケートの重要性について学生に認識させるとともに、記載する十分な時間を与える必要がある。アンケート実施に先立って趣旨を徹底すると同時に、アンケート項目をも開示していかなる項目が自由記載事項かを知らしめておくのも一方法かもしれない。なお、できるだけアンケート結果をその学期の授業に反映させるために、平成20年度秋学期から学期途中で行うようにした。

自己点検・評価の結果を広く公表しているか（9-2）

FD委員会による集約・分析の結果はweb掲示板に、各担当者による点検・評価はシラバスシステム上で公開することを検討したいと考えている。

自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取り組みを行っているか

学外第三者機関の意見書を他の点検評価結果と同様に、常に目にすることが可能な状態での公表に努めなければならない。近時、広報委員会が設けられ、本研究科ホームページなどweb関係の責任主体が明らかにされたので、同委員会が始動すると、FD委員会の活動とあいまって、この点の改善は大きく前進するものと期待できる。

10 情報公開・説明責任

【現状の説明】

本研究科では、学則第7条において「本研究科における教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載等によって、積極的に情報の提供を行う。」（参照資料：本研究科学則第7条、「平成20年度版 法科大学院要覧」 p.1）と定め、積極的に情報を公開する姿勢を明らかにしている。

法科大学院の組織・運営と諸活動の状況の情報公開（10-1）

ホームページによるものと印刷物によるものがある。

(1) まずホームページによるものについては、本法科大学院のホームページ (<http://www.agu.ac.jp/graduate/lawschool/index.html>) 上に次のようなコンテンツを公開している。

- 1) 本学の教育理念
- 2) 学則
- 3) 施設・設備
- 4) カリキュラム
- 5) 教員紹介（研究者教員、実務家教員、兼任教員、チュータ弁護士に区分して紹介）
- 6) 学費（入学金、授業料、教育充実費等）
- 7) 奨学金（本学独自の奨励奨学金、給付奨学金、法学部同窓会奨学金等含む）
- 8) 入学試験の要項（アドミッション・ポリシー、募集人数、出願資格、出願書類、選抜方法、入試スケジュール等）
- 9) 過去の入学試験のデータ
 - i) 志願者数、受験者数、合格者数
 - ii) 合格者の出身大学（2名以上の大学に限る）
 - iii) 既修者試験希望者数
 - iv) 過去の入試問題（既修者試験の問題を含む）
- 10) 折々の企画（学内の研究会、講演会等々）の紹介

(2) 次に印刷物であるが、法科大学院独自には『法科大学院要覧』を毎年発行している。これに掲載されているのは、以下の通りである。

- 1) 本学の沿革と組織
- 2) 授業日程表
- 3) 学年暦
- 4) 学則及び諸規程
 - ① 学則
 - ② 修学規程

- ③ 既修得単位の認定に対する取扱内規
 - ④ 奨学金規程
 - ⑤ FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程
 - ⑥ 研修生内規
- 5) 授業科目及び担当者一覧
- 6) 履修・学生生活の手引き

(3) さらに、FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動については、学生による授業アンケートの結果を集計し、各教員の自己評価や全体としてのFD委員会のとりまとめを印刷し、個別学習室ごとに各一部を配置して、学生の閲覧に供している。

(4) 大学全体の情報公開としては、全学のホームページがあるほか、印刷物として『愛知学院大学広報』、『愛知学院大学だより』が発行されており（年約5回）、教員の紹介等が行われている。

(5) 教員の研究活動の公開については、次のようである。まず、年間約8～10回の教員の研究報告会を開いているが、これをホームページ上で予告し、学内外の研究者や学生に公開して開催している。またその報告の要旨についてもホームページに掲載して公開している。さらに教員の研究成果や研究活動については、愛知学院大学法学会編の「法學論集」に掲載している。

情報公開のための規程及び体制（10-2）

大学全体としても、本研究科独自のものも未だ整備されていない。本研究科学則で「積極的に情報の提供を行う」旨を定めている。これに基づき、平成20年秋には、新たに広報委員会が、研究科委員会のもとに設置され、ここを中心に情報発信が行われることになっている。

また、請求のあった事項について、その開示の可否を決定する専門の機関は設置されておらず、したがって、学生からの開示請求については学生委員会が、入試関係については入試委員会がそれぞれ窓口となり、最終的には法務研究科委員会で決定することになる。

ただし、個人情報の管理については全学的な規程があり、本研究科もそれに則って対応することになっている。

説明責任の役割の適切な達成（10-3）

学生、学資負担者、そして一般社会への説明責任が問題となる。

学生に対する説明責任としては、前述のホームページや印刷物だけでなく、少なくとも年2回「教員学生協議会」を開催することとし、様々な問題に関し、直接教員と学生との間で様々な情報の共有し、また教員から説明を行う場としている。

学資負担者に対しては、学生を通じての説明にとどまっており、間接的な説明責任の果たし方にとどまっている。

一般市民に対しては、ホームページを見ることによって、どのような教育理念の下で、

どのような入試が行われ、どのような科目が設置され、どのような教員が授業を行っているか、といった基本的な情報に接することができるようになっている。

【 点検・評価（長所と問題点） 】

法科大学院の組織・運営と諸活動の状況の情報公開（10-1）

ほぼ十分な質と量の情報公開を行っていると考えている。もっとも、あまり情報公開請求が寄せられないこともあり、不十分なところがあまり自覚されていないからかもしれない。

情報公開のための規程及び体制（10-2）

新たに設置された広報委員会がその中心になる。

説明責任の役割の適切な達成（10-3）

基本的な点では十分であると考えている。ただし、学資負担者への説明責任には、改善の余地がある。

【 将来への取り組み・まとめ 】

法科大学院の組織・運営と諸活動の状況の情報公開（10-1）

引き続き十分な公開を目指して努力したい。

ホームページについては、教員、職員、学生からなるホームページ委員会を設置し、学生の知りたいことなどを積極的に汲み上げて、情報公開の拡大を図っていききたい。さらに、教育の現状について、積極的な情報の開示を図っていききたい。これに関しては教員に積極的にホームページ上のブログに書込をしてもらい取り組みを強めたい。

印刷物については、法科大学院独自の紀要ないし機関誌を発行することが課題である。

情報公開のための規程及び体制（10-2）

今後3年間をめどに、全学的な情報公開体制の整備と並行して、本研究科独自の情報公開に関する規程、体制の整備を進めたい。その場合、先ず、何を公開するか、何を非公開とするかの基準を策定する必要がある。その際もっとも注意しなければならないことは、学生の個人情報の保護ということであろう。とくに本学法科大学院のように、定員規模の小さいところでは、匿名による公表であっても容易に個人が識別できる場合が想定されるが、このような場合の取り扱いに細心の注意を払う必要があると考えている。

説明責任の役割の適切な達成（10-3）

今後も引き続きその達成に努めたい。

終章

1 「レベルⅠの◎」の事項について

このたびの点検・評価によって、各項目のレベル・の法令順守に関する事項(レベルⅠの◎の事項)についてあらためて自己点検を行ってみると、2-26・27、すなわち単位認定、進級判定、再試験等については、厳格な実施を基本としているが、平成20年度春学期において多数の不合格者を出したことから、これまでのルールにない特別の救済策をとることとなったが、専門職大学院基準10条2項に照らして問題がなくはない。

さらに、3-6に関して、刑事訴訟法担当の専任教員が欠けていることが、要求された基準を満たしていないことになり、至急にその対応をとらなければならない。現在、鋭意努力中である。

その他の点では、すべて基準を遵守していることが確認できた。

2 「レベルⅠの○」の事項について

大学基準協会が法令に準じて定める基本事項(レベルⅠの○の事項)については、法科大学院の理念にてらして、基本的に、当初の法科大学院設置の目標を達成していると考えている。もっとも、現実には、平成20年度において、はじめて送り出した修了生から新司法試験の合格者を出すことができず、きわめて残念であった。法科大学院教育が司法試験の準備ためにあるものでないことはいまでもないが、修了生は新司法試験をパスしなければ法曹としての資格を取得できないのであり、法科大学院教育において、修了生が司法試験に合格するということが正当に位置づけていかなければならない。このような観点から、私どもの教育になんらかの欠陥がなかったかどうか、もう一度詳しい点検が求められている。

個別的看着ていく。

「1 理念・目的ならびに教育目標」中、レベルⅠの○の事項は、1-1、1-3から5までであるが、理念・目的・教育目標は明確に設定されており、また、それらの学内における周知についても、いちおう果たされているといえるが、一部の事項については、学内の部局長レベルへの周知にとどまっている点に、改善の余地があることが分かった。社会一般への周知については、周知すべき事項はほぼ周知されていることが確認できた。しかし、教育目標の達成状況を踏まえた検証は、今後の課題である。

「2 教育の内容・方法等」中、レベルⅠの○の事項は、2-4、5、2-7から9まで、2-16、17、2-20、2-24、2-27から30まで、2-34である。

ここでは、カリキュラムが何度か見直されてきていることについて触れておきたい。当初、設置段階のカリキュラムは、平成17年度から平成19年度の3年間に入学した学生に適用された。この間の法科大学院教育の実績に立って、平成20年度入学生について、一定の

カリキュラム改正を行った。しかし、平成20年度にはじめて修了生が受験した司法試験において、必ずしも所期の成果をあげることができなかったことに鑑み、学生の学力向上を図るため、さらなる改正を行い、平成21年度入学生から実施することとなっている。

これは、不断にカリキュラムの内容を見直し、法科大学院教育の成果を上げるべく努力を重ねていることの現れである。もちろんいずれのカリキュラムも、法令に準拠して組み立てられており、基準協会によって、レベルⅠの◎項目はもとより、○項目にも背馳するところはない。そのことを確認したうえで、短期間にカリキュラム改正が行われた結果生ずる問題に、細心の注意を払う必要がある。たとえば、留年者の場合、入学時のカリキュラムと一部異なるカリキュラムが適用される学年に吸収されることがありうるが、そのような場合原則として、当該学生との協議の上、当該学生に不利とならないように処置することとしている。

さらに、再試験については、平成20年度春学期に不合格となった科目について、文部科学省との協議の上、学年末に救済のための特別試験を実施し、これに合格すれば進級を認めるという措置をとることとした。

「3 教員組織」中、レベルⅠの○の事項は、3-8、3-12、13であるが、これについては、おおむね問題がない。

「4 学生の受け入れ」中、レベルⅠの○の事項は、4-1、4-4、4-14、4-16であるが、これについては、現状において行われていること自体は適切であると考えているが、最大の問題は、受験生の数の確保である。十分な競争率がないと、選抜を適正に行うことが困難になる。法科大学院においては、将来法曹となる資質を有する者を選抜することが求められているが、他方で定員充足をも求められる。そこで十分な受験生を集めて競争させることが必要である。しかし、本学では、毎年度の受験生数がこれまでのところ100人に達しない状況が続いている。受験者数の拡大は、要するに本研究科の内容の向上に待つべきものであろう。そのことをあらためて痛感している。

「5 学生生活への支援」中、レベルⅠの○の事項は、5-1から3までであるが、これについては、定員が少ない法科大学院であるため、一人一人の顔が見える指導が行われている。もっとも、本学は法科大学院のみでなく、多くの学部、研究科を要する総合大学であり、その全学的な対応を必要とする場合が少なくない。その点で不十分な点があれば、法科大学院として全学に積極的に働きかけていくことが求められている。

「6 施設・設備、図書館」中、レベルⅠの○の事項は、6-2から4まで、6-7、8であるが、これについては、基準を十分に満たしており、また、学生には十分な学習環境を提供している。

「7 事務組織」中、レベルⅠの○の事項は、7-1、2であるが、これについては、一応の組織的な対応はできているが、なお職員の研修等により、その資質の向上を不断に図ることが求められている。

「8 管理運営」中、レベルⅠの○の事項は、8-1、8-3から5までであるが、これについては、法科大学院の学内における独立性は保たれており、本研究科委員会を中心とした運営により適切に進められていると評価できる。とくに指摘されるべき問題はない。

「9 点検・評価等」中、レベルⅠの○事項は、9-3であるが、これについては、なお各教員の自主的な取組みにゆだねられているところが大きい。問題の性質上、止むを得ない側面があるが、法科大学院の教育スタッフとしての共同の取組みが求められるのであり、そのためのシステムづくりを進めていきたい。

教員の自己点検・自己評価について、これを学内外に公表する仕組みはまだ十分とはいええず、今後の課題である。

「10 情報公開・説明責任」中、レベルⅠの○の事項は、10-1、2であるが、これについては、ここでもとめられているレベルでの公開は、現時点において、法科大学院ホームページ等により、十分な公開、周知の措置がとられている。ただしその更新等について、今後は組織的な取組みが必要であり、そのための体制づくりが課題である。

3 「レベルⅡ」の事項について

「1 理念・目的ならびに教育目標」中、レベルⅡの事項は、ない。

「2 教育の内容・方法等」中、レベルⅡの事項は、2-18のみであるが、これについては、学生の復習を徹底させる実効的方策を更に検討していきたい。

「3 教員組織」中、レベルⅡの事項は、3-10・11、15から19までであるが、このうち3-11の教員の性別比については、教員採用に際して教員の資質の適・不適を検討するべきであると考えるが、同時にジェンダーバランスも考慮したい。

3-17の問題は、なお残る本研究科の課題のひとつであるが、他学部・研究科をふくめた全学の問題でもあり、いっそうの努力をしていきたい。

「4 学生の受け入れ」中、レベルⅡの事項は、4-5、4-10、4-13、4-15、4-17であるが、これについては、本研究科では、実態として、恒常的な定員割れを生じており、広報活動の強化等によって、受験生を確保することが喫緊の課題である。

「5 学生生活への支援」中、レベルⅡの事項は、5-4から6までであるが、これについては、現状においてほぼ当初計画した学生への便益供与が図られていると考えるが、なお学生の要望もききつつ、改善を目指したい。

「6 施設・設備、図書館」中、レベルⅡの事項は、6-5・6、6-9、10であるが、これについては、現状でほぼ問題がない。もっとも図書予算は必ずしも十分とはいえないが、全学的な配分の問題であり、本研究科のみで対応するには限界がある。

「7 事務組織」中、レベルⅡの事項は、7-3から5までであるが、事務組織の機能充実に向けた特色ある取組みに努めたい。

「8 管理運営」中、レベルⅡの事項は、8-6のみであるが、現在進めつつある措置に

よって、十分果たされている。

「9 点検・評価等」中、レベルⅡの事項は、9-4・5であるが、現状でほぼ問題がない。

「10 情報公開・説明責任」中、レベル・の事項は、10-3のみであるが、現状においてもほぼ所期の成果を上げていると考えているが、なお不断の努力を行いたい。